

少年審判通訳ハンドブック

【中国語】

(改訂版)

最高裁判所事務総局

はじめに

少年審判において少年や保護者などが日本語を理解できない者である場合には、適正な調査や審判を実現するために、通訳が正しく行われることが必要です。しかし、調査や審判でのやり取りを正確に通訳することは、熟練した通訳人でも難しいものと思われまゝ。まして、法律を学んだことのない方が初めて少年審判の通訳をする場合は、戸惑うことが多いと思います。そのような場合、あらかじめ、調査や審判などでよく使われる定型的表現や用語についての通訳例を承知しておくとともに、少年審判がどのような目的で、どのような手続に従って行われるのかということについて正しい予備知識を持っておくことは、適切な通訳を行うために大切なことであると思われまゝ。

このハンドブックは、少年審判の通訳をすることになった方のために、通訳人として心得ておいていただきたいと思われること、知っているのと役に立つと思われることをまとめ、通訳をする際の参考としていただくために作成したもので、少年審判の概要を説明した部分、通訳に当たっての注意事項を取りまとめた部分、調査や審判などでよく使われる定型的表現の対訳部分、さらに用語の対訳部分の4編からなっています。

このハンドブックが広く少年審判の通訳に当たる方の執務の参考になれば幸いです。

平成28年3月

最高裁判所事務総局家庭局

目 次

第1編	少年審判の概要	
第1	少年審判の意義と基本原理	1
1	少年審判の意義	1
2	少年審判の基本原則	1
(1)	教育主義（保護主義）	1
(2)	個別処遇の原則（処遇の個別化）	2
(3)	職権主義	3
第2	少年審判手続の流れ	3
1	事件の受理	3
(1)	対象事件	3
ア	少年保護事件	3
(ア)	犯罪少年	3
(イ)	触法少年	3
(ウ)	ぐ犯少年	3
イ	強制的措置許可申請事件	4
ウ	準少年保護事件	4
(2)	事件受理の態様	4
2	観護措置	4
(1)	意義	4
(2)	手続	5
ア	通訳人の氏名などの確認及び宣誓	5
イ	家庭裁判所調査官による面接	5
ウ	裁判官による観護措置決定手続	5
(ア)	少年の氏名などの確認	5
(イ)	黙秘権及び付添人選任権の告知	6

(ウ) 非行事実の告知及び少年の弁解の聴取	6
(エ) 決定の告知	6
(オ) ウィーン条約の説明	6
(3) 期間など	6
3 調査	7
(1) 裁判官による法的調査	7
(2) 家庭裁判所調査官による社会調査	7
4 審判	8
(1) 審判の開始	8
(2) 審判の場所，関与者など	8
(3) 手続	9
ア 審判開始の宣言	9
イ 通訳人の氏名などの確認と宣誓	9
ウ 少年の氏名などの確認	9
エ 黙秘権の告知	9
オ 非行事実の審理	9
カ 要保護性の審理	10
キ 決定の告知	10
(ア) 保護処分	10
a 保護観察	10
b 児童自立支援施設又は児童養護施設送致	10
c 少年院送致	11
(イ) 不処分	11
(ウ) 知事又は児童相談所長送致	11
(エ) 検察官送致	11
(オ) 試験観察	12

	(カ) 没取	12
	(キ) 訴訟費用の負担	13
	ク 保護処分の趣旨の説明	13
	ケ 抗告権の告知	13
	コ ウィーン条約の説明	13
5	検察官及び弁護士である付添人が関与した審理	13
6	被害者等の傍聴	14
第2編	通訳に当たっての注意事項	15
第1	一般的注意事項	15
第2	具体的注意事項	17
1	観護措置決定手続段階	17
2	調査段階	17
3	審判段階	18
第3編	定型文言の対訳	20
第1	観護措置決定手続	20
1	家庭裁判所調査官による面接	20
2	前置き	20
3	少年の氏名などの確認	22
4	黙秘権の告知	22
5	付添人選任権の告知	22
6	非行事実の告知	22
7	少年の弁解の聴取	24
8	観護措置をとらない場合	24
9	観護措置をとる場合（決定の告知等）	24
10	少年鑑別所収容の通知の説明	24
11	ウィーン条約の説明	24

第2	調査手続	26
1	前置き	26
2	少年の氏名などの確認	26
3	手続の説明	26
4	審判の説明	28
5	処分の説明	28
第3	審判手続	30
1	審判開始の宣言	30
2	少年の氏名などの確認	30
3	黙秘権の告知	30
4	被害者等の傍聴がある場合の説明	32
5	非行事実の告知	32
6	少年の弁解の聴取	32
7	証人尋問手続	32
8	聴取の終了	34
9	調査官の意見陳述	34
10	付添人の意見陳述	34
11	決定などの告知及びその説明	34
12	抗告権の告知（保護処分に付された場合）	34
13	ウィーン条約の説明 （少年院送致や少年院への戻し収容の場合）	34
第4	非行事実の告知	36
1	窃盗罪（万引）の例	36
2	窃盗罪（バイク盗）の例	36
3	遺失物等横領罪の例	36
4	傷害罪の例	36

5	強盗罪の例	38
6	殺人罪の例（その1）	38
7	殺人罪の例（その2）	38
8	覚せい剤取締法違反の例	38
9	毒物及び劇物取締法違反の例	40
10	過失運転致傷罪の例	40
11	道路交通法違反（無免許運転）の例	40
12	道路交通法違反（速度違反）の例	40
13	売春防止法違反の例	40
14	出入国管理及び難民認定法違反の例	42
15	ぐ犯の例	42
第5	決定などの告知及びその説明	42
1	保護観察決定などの告知及びその説明	42
	(1) 保護観察決定の告知及びその説明	42
	(2) 交通短期保護観察の処遇勧告の告知及びその説明	44
2	児童自立支援施設又は児童養護施設送致決定の告知 及びその説明	44
3	少年院送致決定などの告知及びその説明	44
	(1) 少年院送致決定の告知及びその説明	44
	(2) 処遇勧告の告知及びその説明	44
	ア 短期間の処遇勧告の説明	44
	イ 特別短期間の処遇勧告の説明	44
4	不処分決定の告知	44
5	知事又は児童相談所長への送致決定の告知	46
6	検察官送致決定の告知	46
7	強制的措置許可決定の告知	46

8	強制的措置不許可決定の告知	46
9	試験観察決定などの告知及びその説明	46
10	没取決定の告知	46
11	訴訟費用負担決定の告知	46
12	戻し収容決定の告知	48
13	収容継続決定の告知	48
14	保護処分 of 取消決定の告知	48
15	施設送致決定の告知	48
第6	書式例	50
書式1	少年と保護者の皆さんへ（身柄事件用）	50
書式2	少年と保護者の皆さんへ（在宅事件用）	52
書式3	審判期日通知書	54
書式4	呼出状	56
書式5	呼出状（調査）	58
書式6	同行状（緊急）	60
書式7	観護措置通知書	62
書式8	付添人選任届	64
書式9	付添人選任に関する通知及び照会	66
書式10	付添人選任に関する回答書	68
書式11	決定通知書（審判不開始決定）	70
書式12	証人召喚状	72
書式13	証人等整理票	74
書式14	宣誓書	76
書式15	通報の要請に関する照会	78
第4編	用語の対訳	80
第1	法律関係用語	80

第2	調査関係用語	93
第3	官庁等諸機関名	96
第4	法令名	100
第5	罪名	105
	少年保護事件の手の続の流れ	109

第1編 少年審判の概要

第1 少年審判の意義と基本原理

1 少年審判の意義

一般に、少年は人格が未熟である半面、教育などにより改善される可能性が高いので、非行のある少年に対しては、責任を追及して刑罰による非難を加えるのではなく、非行の背景を探り、少年に保護、教育を行うことが、少年の健全な育成に役立つと考えられます。そこで、少年法（以下「法」といいます。）1条に掲げられている「少年の健全な育成」を図るため、非行のある少年の事件は、全て家庭裁判所に送らせ（これを「全件送致主義」といいます。）、家庭裁判所で少年の個別的な問題性を調査した上、個々の少年に応じた教育的な措置を行うこととされています。家庭裁判所における少年事件の審理は、刑事訴訟手続のように公開の法廷で検察官と被告人及び弁護人双方の主張につき裁判官が第三者的立場から判断をするのではなく、非公開の審判廷で、裁判官が、職権により、少年、保護者のほか、家庭裁判所調査官、付添人などの関係者の意見を聴いた上、少年の後見的役割も果たしつつ、少年の将来を考えて処分を決める構造となっています。一定の場合には、検察官も審判に出席しますが、この場合の検察官も家庭裁判所の審判の協力者として出席します。このように、少年の健全な育成を図る目的の下に家庭裁判所が行う、少年事件の受理から最終的な決定に至るまでの一連の手続を、少年審判といいます。

2 少年審判の基本原則

(1) 教育主義（保護主義）

少年審判は、非行のある少年について、できるだけ処罰でなく、教育的な手段によって非行性を矯正し、更生を図ることを目的としており、刑罰は、このような教育的な手段によって矯正することができないか、それが不適當な場合に限って科せられることになっています。これは、少年は、精神的に未熟、不

安定で、環境の影響を受けやすく、非行に至った場合にも必ずしも犯罪性が進んでいない者が多いので、これを成人と同視して、その責任を追及することは適当でないという考えと、少年は、たとえ罪を犯した場合にも人格の発達途上にあるものとして、成人に比べなお豊かな教育的可能性（可塑性）を有しており、指導や教育によって更生させることが期待できるにもかかわらず、教育によらずに刑罰という制裁を科すことは、本人の将来のためにならないばかりでなく、社会にとっても決して得策ではないという考えに基づいています。

このような考え方を教育主義といいます。教育主義は、全ての少年事件を家庭裁判所に送らせ（全件送致主義）、家庭裁判所において、必要な調査を行った上で少年の処分を決める仕組みになっていることにも表れています。

(2) 個別処遇の原理（処遇の個別化）

少年の非行の原因は様々であり、性格、環境などの問題点も多岐にわたりますから、これに対処して少年の非行性を取り除き、その更生を図るには、少年の個別的な問題性に応じた処遇を行うことが必要になります。このため、家庭裁判所においては、心理学、教育学、社会学などの行動科学の知見を活用した専門的な調査について訓練を受けている家庭裁判所調査官が、非行が起こったメカニズムを分析し、再非行を防ぐための手立てを検討するために、非行の経緯、少年の性格、生育歴、少年を取り巻く環境などについて調べます（社会調査）。さらに、必要な少年に対しては、少年鑑別所において鑑別が行われることもあります。

また、個別的な処遇方法としては、保護処分として、保護観察、児童自立支援施設又は児童養護施設送致、少年院送致があり、保護観察と少年院送致については、運用上様々な処遇が用意されているほか、試験観察などの中間的な措置や家庭裁判所調査官による教育的な働き掛け（保護的措置）などがあります。刑事裁判の場合と異なり、少年の個別的な問題性に応じた処遇を選択することができるようになっています。

(3) 職権主義

刑事裁判では、被告人と検察官の対立する当事者がお互いに攻撃や防御を行い、裁判所が第三者的立場から判断を下すという当事者主義的な構造がとられていますが、少年審判では、これと異なり、家庭裁判所が、少年の健全な育成を図るため、自ら少年に関する広範な調査を行い、審問を行う職権主義的な構造がとられています。

少年審判に関与する者は、少年、保護者のほか、家庭裁判所調査官、付添人、検察官、保護観察官、保護司、少年鑑別所の職員、学校の教師など多数にわたりますが、いずれも少年の健全な育成という目的の下に協力的な立場に関与するものとされています。

第2 少年審判手続の流れ

1 事件の受理

(1) 対象事件

ア 少年保護事件

これは、家庭裁判所に送られてきた少年を保護処分にするかどうかを判断する事件で、家庭裁判所が取り扱う少年に関する事件の中の主なものです。その対象となる少年は、次の3種類があります。

(ア) 犯罪少年

1 4歳以上20歳未満の罪を犯した少年（法3条1項1号）

(イ) 触法少年

刑罰の定めのある法令に触れる行為をしたが、行為の時14歳未満であったため、刑法上罪を犯したことにならない少年（法3条1項2号）

(ウ) ぐ犯少年

20歳未満で、保護者の正当な監督に服しないとか、正当な理由がないのに家庭に寄り付かないとか、あるいはいかがわしい場所に入出入りするといった一定の行状があり、その性格や環境から見て将来罪を犯す又

は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年（法3条1項3号）

イ 強制的措置許可申請事件

これは、児童相談所等で取り扱っている児童について、適切な保護を行うため、児童の行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的な措置を必要とするときに、児童相談所等がそのような措置をとることの許可を求めて家庭裁判所にその児童を送致する事件です（法6条の7第2項）。

ウ 準少年保護事件

保護処分取消事件（法27条の2）、收容継続申請事件（少年院法138条、139条）、戻し收容申請事件（更生保護法71条、72条）及び施設送致申請事件（更生保護法67条2項、法26条の4）を準少年保護事件といい、これらの事件の手続は、性質に反しない限り少年保護事件のそれと同様です（法27条の2第6項、少年院法138条5項、139条3項、法26条の4第3項）。

(2) 事件受理の態様

家庭裁判所が少年保護事件を受理する方法としては、警察(司法警察員)からの送致(法41条)、検察官からの送致(法42条)のほか、知事又は児童相談所長からの送致(児童福祉法27条1項4号、法3条2項)。家庭裁判所調査官からの報告(法7条1項)、一般人からの通告(法6条1項)があります。また、強制的措置許可申請事件は、知事又は児童相談所長から送致されます(法6条の7第2項、児童福祉法27条の3)。

刑事事件における裁判所への事件の係属は、原則として検察官による公訴の提起に限られています（刑事訴訟法247条）が、少年事件の場合には、一般人を含めて、少年の健全な育成に関心を持つ者からの通告などによっても、事件を家庭裁判所に係属させる制度をとっているのが特徴です。

2 観護措置

(1) 意義

観護措置とは、家庭裁判所が調査や審判をするために、少年の心情の安定を図りながら、少年の身柄を確保しておく措置をいいます。これには、少年を家庭などに置いたまま、家庭裁判所調査官が随時連絡を取って少年を観護するもの（法17条1項1号）と、少年を少年鑑別所に収容するもの（法17条1項2号）の2種類がありますが、前者はほとんど利用されておらず、通常、観護措置というときは後者を指します。

後者の観護措置では、少年を少年鑑別所に収容することによりその身柄を確保するとともに、少年の行動を観察しながら鑑別を行います。そして、鑑別の結果は家庭裁判所に報告され、調査や審判の資料とされます。以下では、後者の観護措置を前提として、説明します。

(2) 手続

ア 通訳人の氏名などの確認及び宣誓

家庭裁判所調査官による面接（後記イ）や裁判官による観護措置決定手続（後記ウ）の前提として、まず、通訳人の氏名などの確認と宣誓が行われます。通訳人は、裁判官から、氏名や住所、経歴、少年や保護者との身分関係などの有無、調査や審判などでの通訳経験の有無などを聴かれ、良心に従って誠実に通訳することを誓います。

イ 家庭裁判所調査官による面接

裁判官による観護措置決定手続（後記ウ）の前に、家庭裁判所調査官が短時間少年に面接し、観護措置の要否について家庭裁判所調査官の立場からの意見を裁判官に提出する場合があります。家庭裁判所調査官による面接では、少年の氏名や生年月日、国籍、非行事実などの確認が行われるほか、少年審判手続についての一般的な説明も行われます。

ウ 裁判官による観護措置決定手続

(ア) 少年の氏名などの確認

裁判官は、直接少年に会った上で、少年に対し、少年の氏名、生年月

日、職業、国籍、日本での住居などを聴いて、少年が人違いでないかどうかを確認します。

(イ) 黙秘権及び付添人選任権の告知

裁判官は、少年に対し、黙秘権及び付添人選任権を告げます。少年は裁判官の質問に対し、無理に答える必要はありません。また、少年事件において家庭裁判所の審判の協力者としての役割とともに、刑事事件の弁護人のような役割を果たす人を付添人といいますが、少年に付添人を選任できる権利（法10条）があることも分かりやすく説明します。

(ウ) 非行事実の告知及び少年の弁解の聴取

裁判官は、少年に対し、非行事実を告げて、少年の弁解を聴きます。

(エ) 決定の告知

裁判官は、少年に対し、観護措置をとる場合にはその旨の決定を告げ、観護措置をとらない場合にはその旨を告げます。

(オ) ウィーン条約の説明

裁判官が外国籍の少年について観護措置をとる旨の決定をした場合には、裁判官は、少年に対し、少年の希望があれば領事関係に関するウィーン条約に基づいて少年の国の駐日大使館などに通報する旨の説明などをします。ただし、この通報は、それまでにその事件で通報されていない場合に限りです。

なお、二国間条約に基づき、少年の希望の有無にかかわらず通報することとされている国の少年に対しては、ウィーン条約の説明は必要ありません。

(3) 期間など

少年を少年鑑別所に収容することができる期間は、原則として2週間ですが、特に継続の必要があるときは、更新することができます（法17条3項）。更新は原則として1回を超えて行うことはできませんが、例外的に、更に2回を

限度として行うことができます（法17条4項）。したがって、少年を少年鑑別所に収容しておくことのできる期間は、最長8週間ということになります。

通常は、少年鑑別所において行う少年の行動観察や鑑別のために相当の期間を要するため、4週間近く収容されることが多いのが実情です。また、観護措置は、その必要がなくなったときは、いつでも取り消すことができます（法17条8項）。

3 調査

(1) 裁判官による法的調査

家庭裁判所が事件を受理すると、裁判官は、まず捜査機関から送られてきた記録を検討して、少年に本当に非行があるのかどうかを調査します（法的調査）が、記録を検討した結果、少年に非行があるとの蓋然的心証を得た場合には、家庭裁判所調査官に対し、少年の要保護性についての調査（社会調査）を命じます。しかし、少年が捜査段階で非行事実を否認している場合や、証拠関係に不明な点があって、非行事実の認定に問題があると裁判官が考えた場合には、家庭裁判所調査官に調査を命じる前に、審判を開き、その点について直接少年の弁解を聴き、証人などを調べる場合もあります。

(2) 家庭裁判所調査官による社会調査

家庭裁判所調査官は、裁判官から調査を命じられると、行動科学等の専門的知識を活用して、非行の経緯、少年の性格、生育歴、少年を取り巻く環境などを調べ（社会調査）、非行の背景やメカニズムを分析するという役割を担っています。社会調査は、少年が非行を繰り返す傾向の強さ、その傾向を取り除くことのできる可能性、そして保護処分という手段で矯正することのできる可能性といった要素（要保護性といいます。）を検討するために行われます。。社会調査は、家庭裁判所調査官が主に少年や保護者などと面接して行われ、少年鑑別所に収容されている少年に対しては、少年鑑別所に出向いて行われます。少年との面接の際には、家庭裁判所調査官が、少年の氏名、生年月日、国籍や

非行事実などを確認するほか、少年の生育歴、入国の経緯、日本での生活状況、非行の経緯や背景などを聴きますが、一般的な手続の説明なども行います。

また、家庭裁判所調査官が少年の家に出向いて家庭などの状況を見てくるとや学校などに照会することもあります。調査に当たっては、少年の情操や名誉を傷つけないように、また、関係者の秘密が守られるように、十分な注意が払われています。

家庭裁判所調査官は、調査結果と少年が立ち直るために必要な処遇に関する意見を少年調査票という書面にまとめ、裁判官に報告します。

4 審判

(1) 審判の開始

裁判官は、家庭裁判所調査官の調査結果などを検討した上で、審判を開く必要があるかどうかを決めます。少年が事実を認めており、かつ、事案が軽微であり、調査の過程における家庭裁判所調査官からの教育的な働き掛けなどにより十分な手当てがされているなどの理由から、審判を開いて指導を行う必要がないと判断した場合には、審判不開始決定をして裁判官が少年に直接働き掛けを行うことなく手続を終了させます。少年が事実を否認している場合や保護処分（保護観察、少年院送致等）などの手当てをする必要があると判断した場合には、審判開始決定をして審判を開きます。

なお、少年が逮捕、勾留などにより身柄が拘束されたまま家庭裁判所に送致されて観護措置がとられたような場合には、調査命令を発する際に併せて審判開始決定をするのが一般です。

(2) 審判の場所、関与者など

審判は、原則として家庭裁判所の審判廷で行われ、非公開の場で、懇切を旨として、和やかに行うとともに、少年に対し、自己の非行について内省を促すものとされ（法22条1項）、少年の情操の保護が図られています。

審判には、裁判官、家庭裁判所調査官、裁判所書記官、少年及び少年の保護

者が出席し、場合によっては、付添人、検察官、学校の教師、雇い主、保護観察官、保護司、少年鑑別所の職員などが出席することもあります。また、一定の重大な事件では、被害者等が審判を傍聴することもあります。

なお、裁判官については、1人の場合と3人の場合があります。重大事件などについては3人の合議体で審判が行われ、そのうちの1人が裁判長として手続を進めます。以下では裁判官が1人の場合について記述しますが、3人の合議体で審判が行われた場合にも、基本的に同じです。

(3) 手続

ア 審判開始の宣言

審判を開始するに当たっては、まず、裁判官が審判の開始を宣言します。

イ 通訳人の氏名などの確認と宣誓

通訳人の氏名などの確認や宣誓が審判の前に行われていないときには、通訳人の氏名などの確認と宣誓が行われます。

通訳人は、裁判官から、氏名や住所、経歴、少年や保護者との身分関係などの有無、審判などでの通訳経験の有無などを聴かれ、良心に従って誠実に通訳することを誓います。

ウ 少年の氏名などの確認

裁判官は、少年に対し、少年の氏名、生年月日、職業、国籍、日本での住居などを聴いて、少年が人違いでないかどうかを確認します。

エ 黙秘権の告知

裁判官は、少年に対し、黙秘権を告げます。

オ 非行事実の審理

裁判官は、少年に対し、非行事実を告げて、少年の言い分を聴き、その上で捜査機関から送られてきた少年に不利な証拠の内容を告げて、これについて言い分を述べる機会を与えます。必要な場合には、証人尋問などの証拠調べも行われます。審判の進め方や証拠調べの範囲、方法などについては、裁

判官の裁量に委ねられていますが、この裁量も無制限ではなく、合理的なものでなければならないとされています。また、保護処分の決定を行うには、非行事実の存在について、間違いがないとの確信（合理的な疑いを超える確信）が必要とされています。

カ 要保護性の審理

裁判官は、非行事実の審理の結果、非行事実の存在について確信した場合には、続いて、少年の要保護性についての審理を行います。裁判官は、主として家庭裁判所調査官の作成した少年調査票や少年鑑別所の鑑別結果報告書の内容を踏まえて、少年や保護者に対し、非行の動機・原因のほか、少年自身の生い立ち、少年の家族関係、学校、職場などの環境などについて、そのポイントとなる点を確認し、あるいは自発的な発言を促してその言い分を十分に聴きます。また、その他の関係者から必要に応じて意見を述べてもらうこともあります。

キ 決定の告知

裁判官は、調査や審判の結果に基づいて、少年の非行事実及び要保護性を総合的に検討し、個々の少年の健全な育成のために最もふさわしい処分を決定し、少年にそれを告げます。

裁判官が審判で行う処分としては、次のようなものがあります。

(ア) 保護処分

a 保護観察

少年を家庭や職場に置いたまま、保護観察官や保護司が少年に対して指導監督と補導援護を行い、少年の改善更生を図るものです（法24条1項1号）。

b 児童自立支援施設又は児童養護施設送致

児童自立支援施設や児童養護施設という児童福祉施設に少年を送って教育や養護を行うものです（法24条1項2号）。

c 少年院送致

少年を少年院という特別の矯正教育施設に収容して、少年が健全なものの考え方や規則正しい生活習慣を身に付けることができるように指導するものです（法24条1項3号）。少年院には、第1種から第4種までの4種類がありますが、家庭裁判所が少年を送致するのはこのうち第1種から第3種までの少年院です。少年を送致する少年院の種類は、決定において定められます。また、家庭裁判所は、第1種少年院に少年を送致する場合には、短期間（6か月）又は特別短期間（4か月）で処遇を終えることが適当である旨の処遇勧告を付すことができ、その場合には、少年院長は家庭裁判所の処遇勧告をそのまま受け入れる運用が行われています。

(イ) 不処分

審判の結果、非行事実が認められない場合や、非行事実が認められても、特に保護処分に付すまでの必要はないと認められた場合に行われるもので、少年を保護処分に付さないことを宣言するものです（法23条2項）。

(ウ) 知事又は児童相談所長送致

少年を児童福祉施設に入所させたり、少年に児童福祉司や児童委員による指導を受けさせたりするなど、児童相談所の措置に委ねることが適当であると認められた場合に行われるものです（法23条1項、18条1項）。

(エ) 検察官送致

死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件について、調査をした上、その事件の重大性や犯情、さらには、少年の犯罪的危険性、非行歴などから判断して、刑罰を科すのが相当と認められるときに、事件を検察官に送致するものです。また、殺人や傷害致死など故意の犯罪行為によって被

害者を死亡させた罪の事件であって、犯行時に16歳以上の少年に係るものについては、原則として事件を検察官に送致することとされています（法23条1項、20条）。

送致を受けた検察官は、犯罪の嫌疑がある限り、原則として、刑事裁判所に公訴を提起（起訴）しなければならないとされています（法45条5号）。

なお、このほかに、本人が20歳以上であることが判明したときにも、事件を検察官に送致する決定が行われます（法23条3項、19条2項）。

観護措置がとられている事件について、検察官送致の決定をするときは、あらかじめ、本人に対し、罪となるべき事実や弁護人を選任することができる旨などが告げられます。さらに、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件については、本人に対し、貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨などが告げられます（少年審判規則24条の2）。

(オ) 試験観察

試験観察とは、家庭裁判所が直ちに保護処分を選択するかどうかの最終決定を行いにくい場合に、(ア)から(エ)までのような最終的な決定を留保したまま、少年の非行性や更生可能性を見定めるために、相当の期間、少年を家庭裁判所調査官の観察に付すという中間的な決定です。その際には、併せて、遵守事項を定めてその履行を命じたり、適当な施設や個人などに少年の補導を委託したり（これを「補導委託」といいます。）するなどして、少年の行動を観察することもあります（法25条）。

(カ) 没取

没取とは、犯罪少年や触法少年について、審判不開始決定や（ア）から（ウ）までの決定等をするに当たり、犯罪に利用した凶器など一定の物の所有権を少年から剥奪し、国庫に帰属させるために行われる処分です（法24条の2）。

（キ） 訴訟費用の負担

家庭裁判所へ送致される前に少年に国選弁護人が付された事件について、不処分又は保護処分の決定がされた場合には、家庭裁判所は、少年に対し、その国選弁護費用（訴訟費用）を負担させることができます（法45条の3，刑事訴訟法181条1項）。

ク 保護処分の趣旨の説明

裁判官は、保護処分の決定を告げる場合には、少年及び保護者に対し、保護処分の趣旨を懇切に説明し、これを十分に理解させます（少年審判規則35条1項）。

ケ 抗告権の告知

裁判官は、保護処分の決定を告げた場合には、少年及び保護者に対し、決定に不服があるときは2週間以内に抗告申立書を裁判所に差し出して抗告をすることができる旨を告げます（少年審判規則35条2項）。

コ ウィーン条約の説明

裁判官が少年院送致や少年院への戻し収容の決定を告げた場合には、裁判官は、少年に対し、少年の希望があれば領事関係に関するウィーン条約に基づいて少年の本国の駐日大使館などに通報する旨の説明などをします。ただし、この通報は、それまでにその事件で通報されていない場合に限りです。

なお、二国間条約に基づき、少年の希望の有無にかかわらず通報することとされている国の少年に対しては、ウィーン条約の説明は必要ありません。

5 検察官及び弁護士である付添人が関与した審理

検察官は、原則として少年審判に関与しませんが、家庭裁判所は一定の罪の事

件で、その事実認定手続に検察官が関与する必要があると認めるときは、審判に検察官を出席させることができます（法 22 条の 2）。この場合に、家庭裁判所は、少年に弁護士である付添人がないときは、弁護士である付添人を付すこととされています（法 22 条の 3 第 1 項）。

また、検察官が関与しない場合でも観護措置がとられている一定の罪の事件に係る犯罪少年や触法少年の審判において、事案の内容、保護者の有無その他の事情を考慮し、必要があると認めるときは、弁護士である付添人を付することができることとされています（法 22 条の 3 第 2 項）。

このようにして検察官や弁護士である付添人が出席した審判においては、検察官や付添人から証拠調べの申出がされたり、少年や証人などに対して質問がされたりします。ただし、刑事裁判と異なり、検察官や付添人は家庭裁判所の審判の協力者として関与します。

6 被害者等の傍聴

少年審判は原則として非公開ですが、犯罪少年又は触法少年が起こした一定の重大な事件の被害者等は、裁判所の許可を受けて少年審判を傍聴することができます。被害者等から傍聴の申出があった場合には、裁判所は、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮し、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときに限り、傍聴を許すことができます（法 22 条の 4）。

第2編 通訳に当たっての注意事項

第1編で少年審判の概要をおおむね御理解いただけたことと思います。通訳人の皆さんは、この少年審判の中で、言葉の通じない外国人の少年や保護者などと少年審判に関与する他の人とのいわばパイプ役を果たしていただくこととなります。少年審判においては、まず、少年に調査や審判などで何が行われているかを十分に理解させる必要があります。そして、裁判官や家庭裁判所調査官と少年などとの意思の疎通を十分に行いながら審理を進めていかなければなりません。そのためには正確な通訳が必要です。

本編では、通訳人の皆さんに心得ておいていただきたい注意事項をまとめてみました。

第1 一般的注意事項

1 良心に従って誠実に通訳を行ってください。

通訳人の皆さんには、通訳をするに当たってその旨の宣誓をしていただきます。これは、法律に基づくもので、適正な調査や審判などを実現するためのものです。

なお、故意に偽りの通訳を行いますと、処罰されることがあります。

2 公正を保ってください。

少年審判は、偏りのない、公正な手続で行われなければなりません。通訳人も、通訳をするに当たっては、立場上公正さを疑われるような行動をとってはならないので、少年や保護者などと交友関係があるなど特別の関係にある場合には、直ちに申し出てください。警察や検察庁での当該少年に対する取調べに通訳人として立ち会ったことがある場合には、必ず裁判所にその旨を伝えてください。また、少年や保護者などに対して名刺を渡したり、電話番号を教えたりするなど、少年やその関係者から接触してくる機会を与えないようにしてください。

もちろん、一緒に飲食したり、贈り物を受け取ったりするなどの行為は、絶対に行わないでください。

3 職務上知り得た秘密を漏らさないでください。

少年事件の調査や審判は、少年の社会復帰を助けるため、非公開で行われ、その内容は、外部には知らされません。特に、少年の非行の内容が外部に知れると、少年が就職する妨げになったり、学校を退学になったりすることがあり、その更生に著しい悪影響を及ぼすことがあります。

通訳人の方は、調査や審判などの過程で、事件の内容に関する様々なことを知ります。特に、調査や審判においては、その性質上、少年の生育環境や心身の状況など、少年のプライバシーに関することを知ることも多くあります。これらの内容は絶対に他に漏らさないでください。少年審判は、秘密性を重視して行われるものですから、秘密の保護には特に注意してください。家庭裁判所調査官による調査に際しては、少年と保護者の間でも秘密にされている事項についての話もよくありますので、これらについては、外部だけではなく、少年や保護者に対しても、絶対に漏らさないでください。

4 少年から調査や審判以外の場で質問されたり、話しかけられたりした場合にも、少年との会話の内容については十分に注意してください。

少年は、慣れない土地で身体の自由の拘束を受けるなどしていますので、自分の話す言葉を理解してくれる通訳人に様々な相談をすることもあるかと思われまます。しかし、通訳人の個人的な経験などから、審判の見通しや今後の手続などを話したりすると、これによって少年が誤った期待等を抱いてしまうおそれが多分にあります。通訳人は、少年の助言者ではありません。少年の保護者、友人などから問合せや相談があった場合も同様です。

5 裁判所では、通訳人の皆さんに、正確な通訳をしていただくために、少年の非行事実を記載した書類をお渡しすることがありますが、この書類は、審判が終了したらすぐに担当の裁判所書記官に返却してください。また、分からないことが

あれば、担当の裁判所書記官にお尋ねください。

第2 具体的注意事項

1 観護措置決定手続段階

観護措置決定手続は、少年を少年鑑別所に收容するか否かを決める重要な手続ですから、裁判官や少年が話したことを忠実に通訳してください。観護措置決定手続段階における注意事項は、基本的に審判段階におけるものと同様ですから、後記3を参考にしてください。

2 調査段階

- (1) 家庭裁判所調査官、少年及び保護者が話したことを忠実に通訳してください。

家庭裁判所調査官は、行動科学の専門的知識を背景に、少年との面接の中で、様々な角度から少年に質問、あるいは心理テストなどを行い、少年の要保護性を調査します。家庭裁判所調査官の質問に対する少年の返答内容や態度などは、全て少年の人格を理解するために重要な要素となり、また、家庭裁判所調査官は、少年の反応や性格などにより、質問方法を変化させていきます。したがって、家庭裁判所調査官の質問を正確に通訳し、少年や保護者の言葉をできる限り忠実に通訳してください。一部を省略したり、話した内容を簡単にまとめてその趣旨だけを通訳したりすることは極力避けてください。また、少年や保護者が質問に対する答え以外にも話をしている場合や質問をしていないのに話を始めた場合にも、その発言を禁止せずに通訳してください。

- (2) 通訳するときに、通訳人による評価を交えたり、コメントを付け加えたりしないでください。

通訳は、発言をできるだけ忠実に通訳することが原則です。通訳人が評価を交えるなどすると、発言の本当の内容が相手に伝わらず、誤解を生じることになります。もし家庭裁判所調査官が少年や保護者の発言の意味を理解できない場合には問い直しますので、通訳人がコメントを付け加えることは遠慮してください。

なお、少年を理解する上で必要と思われるもので、少年の母国の文化などについて、どうしても少年が説明しきれず、通訳人が裁判所に伝えておくことが望ましいと思われるものがある場合には、その旨を申し出た上、家庭裁判所調査官の指示に従ってください。

- (3) 家庭裁判所調査官の質問に分からない言葉があるなど疑問があった場合には、遠慮なく家庭裁判所調査官に尋ねてください。

通訳人を付けた事件の場合、家庭裁判所調査官はできるだけ簡潔に質問をするなどの工夫をするのが通例ですが、もし複雑な質問やいくつもの質問が一度にされたりして通訳に困難を感じる場合は、直ちにその旨を家庭裁判所調査官に申し出てください。また、専門用語などで意味の分からない言葉があった場合や、質問内容を正確に理解できない場合は、中途半端に処理しないで遠慮なく申し出てください。質問の意味をよく理解しないまま通訳を行ったのでは、調査の目的は達せられません。

- (4) 少年や保護者が通訳された内容を理解していないと見える場合には、通訳人の判断で少年などに追加説明しないでください。

質問する側としては、答える側がどれだけ質問を理解したかを把握することも大切です。少年や保護者が通訳された内容を理解していないと見える場合には、そのまま答えを通訳した上で、よく理解できていない旨を家庭裁判所調査官に告げてください。家庭裁判所調査官は、質問を変えるなどの工夫を行います。質問する側と答える側に食い違いがあるのにそのまま調査を進めると、思わぬ誤解を生じるおそれがあります。

- (5) 通訳を行っていただく際、発言を一通り訳し終わった場合には、「はい。」と声に出したり、家庭裁判所調査官の方を向いたりして、合図をしてください。

3 審判段階

- (1) 裁判官、少年、証人その他の関係者が話したことを忠実に通訳してください。
審判では、裁判官が同じ点について様々な角度から何度も尋ねることがあり

ます。これに対し、少年が同じようなことを繰り返しているように見える場合もあります。このような場合でも、それぞれの質問のニュアンスなどに注意して、言葉をできる限り忠実に通訳してください。一部を省略したり、話した内容を簡単にまとめてその趣旨だけを通訳することは極力避けてください。また、通訳するときには、通訳人による評価を交えたり、コメントを付け加えたり、裁判官の指示によらないで少年らの発言を禁止したりしないでください。

- (2) 裁判官等の質問に意味の分からない言葉があるなど通訳がやりにくいと感じたときは、遠慮なくその旨を裁判官に申し出てください。

通訳人を付けた事件の場合、裁判官等はできるだけ簡潔にわかりやすく質問するなどの工夫をするのが通例ですが、もし複雑な質問がされたりして通訳に困難を感じる場合は、直ちにその旨を裁判官に申し出てください。また、質問の途中で難しい言葉が出てきた場合や、質問内容を正確に理解できない場合は、中途半端に処理しないで遠慮なくその旨を申し出てください。質問の意味などをよく理解しないまま通訳を行ったのでは、審判の目的は達せられません。

- (3) 少年や証人が通訳された内容を理解していないと見える場合には、通訳人の判断で少年らに説明することなく、そのまま答えを通訳した上で、十分に理解できていない旨を裁判官に告げてください。裁判官は質問の仕方を変えたりして工夫します。質問する側と答える側に食い違いがあるのにそのまま手続を進めると、思わぬ誤解を生じたりします。

- (4) 通訳を行っていただく際、発言を一通り訳し終わった場合には、「はい。」と声に出したり、裁判官の方を向いたりして、合図をしてください。

第3編 定型文言の対訳

〔一般的には、ここに記載されたような方式で行われますが、必ずしもここに書かれているとおりの内容が述べられるとは限りませんし、ほかの内容が述べられることもあります。なお、本編では、裁判官が1人で、検察官が関与しない審理について記載していますが、裁判官が3人である場合や検察官が関与する場合についても、以下に記載した手続の流れは基本的に同じです。〕

第1 観護措置決定手続

1 家庭裁判所調査官による面接を行う場合

〔ここに記載されているほかは、第2の2以下の内容を参考にしてください。〕

私は、家庭裁判所調査官の〇〇です。

最初に、私が、今回の非行や現在の生活状況などについて聴き、その後に裁判官の面接があります。

裁判官の面接では、もう一度、君の名前、生年月日、職業、国籍、日本での住居などが聴かれます。

裁判官の面接では、今回君がしたとされている非行の内容が告げられ、弁解の機会を与えられます。

事実と違う点や納得のできない点があれば、その機会に述べてください。

裁判官は、今回の非行の内容、君のこれまでの生活状況などを考慮して、君の問題点を調べてもらうために、君を少年鑑別所に収容する必要があるかどうかを判断します。

2 前置き

私は、裁判官の〇〇です。

君について〇〇事件が送られてきました。

今後、君に本当に非行があるかどうかを確かめた上で、最終的な処分を決めて

第 1 观察保护（监护）措施的决定程序

1 进行家庭裁判所调查官会见的场合

〔此处没有记载的，请参考第 2 的 2 以下的内容〕

我是家庭裁判所调查官○○。

先由我来听取这次不良行为的情况以及现在的生活状况，然后有裁判官的会面。

在裁判官的会面中，还要再次问到你的姓名、出生年月日、职业、国籍、在日本的住址等。

在裁判官会面中，将把被认为是你所做的不良行为的内容告诉你，并给你以辩解的机会。

如果有与事实不符之处或难以接受之处，请利用此机会讲述出来。

裁判官为了调查你的问题点，在考虑到你这次不良行为的内容，你至今以来的生活状况等的前提下，会判断有没有将你收容到少年鉴别所的必要。

2 开场白

我是裁判官○○○。

关于你的○○○案件被送到了这里。

接下来，会在判断你是否不良行为的基础上作出最终的处分。

いくこととなりますが、今日は、その前提として、君の問題点を調べてもらうために、君を少年鑑別所に送致する必要があるかどうかを決めます。

これからの手続については、裁判所が選任した通訳人が通訳することになります。通訳人は、誠実に通訳することを宣誓しています。

私の言っている意味が分からないときは、何でも遠慮なく聞いてください。

3 少年の氏名などの確認

名前は何といいますか。

生年月日はいつですか。

国籍はどこですか。

日本ではどこに住んでいますか。

仕事は何をしていますか。

4 黙秘権の告知

これからいくつか質問しますが、君は無理に答える必要はありません。黙っていてもそれだけで不利になることはありません。

しかし、言いたいことがあれば、遠慮なく話してください。

ただし、君が話したことは、君にとって有利か不利かを問わず、証拠として使われることがあります。

5 付添人選任権の告知

君や君のお父さん、お母さんなどの保護者は、今回の審判のために、付添人を頼むことができます。

付添人とは、裁判所の審判に協力しながら、君の権利を守ったり、相談に乗ってくれたりする人です。

弁護士以外の人を付添人に頼む場合は、家庭裁判所の許可が必要です。

6 非行事実の告知

これから、検察官（警察）から送られてきている事件の内容を読みます。

よく聞いておいてください。

所以，为了调查你的问题点，今天将以此为前提，判断有没有必要将你送到少年鉴别所。

关于以后的程序，裁判所将选任翻译人员来翻译。翻译人员已经宣誓会诚实地翻译。

对我所说的意思，如果有不明白、不清楚的地方，请不要客气，可随时提问。

3 少年的姓名等的确认

你叫什么名字？

你的出生年月日是什么时候？

你的国籍是何处？

在日本住在什么地方？

干什么工作？

4 沉默权的告知

接下来会问几个问题，不必勉强回答。不会因为你保持沉默而对你不利。

但是，如果有想说的事情，请讲出来，不要顾虑。

但要注意，你所讲的话，不论是对你有利还是不利，都有可能被作为证据来使用。

5 陪同人选任权的告知

你及你的父亲、母亲等保护人，可以为这次审判而选择陪同人。

陪同人是协助裁判所的审判，保护你的权利，征求意见的人。

在指定律师以外的人作陪同人的场合，必须得到家庭裁判所的许可。

6 不良行为事实的告知

以下宣读来自检察官（警察）所送来的案件的内容。

请认真听。

[第4 (非行事実の告知) 参照]

7 少年の弁解の聴取

今読んだ内容について、間違っていることや分からないことがあったら、何でも遠慮なく言ってください。

8 観護措置をとらない場合

君を少年鑑別所に送致しないことにします。

今日は帰ってもらいます。

しかし、これで裁判所の手続が終わったわけではありません。

後日、調査や審判の呼出しがありますから、そのときは必ず裁判所に来てください。

9 観護措置をとる場合 (決定の告知等)

君を少年鑑別所に送致することにします。

少年鑑別所にいる期間は、通常、最長4週間です。なお、場合によっては、最長8週間まで更新されることがあります。

その間、少年鑑別所の技官や家庭裁判所調査官が君の性格、環境などに問題がないかどうか、あるとすれば何かといったことを知るため、心理テストや調査を行うこととなります。この調査等にはできる限り応じてください。

また、自分自身や生活面の問題点は何か、それをどのように直していくかについて、審判で裁判官に説明できるように考えを整理しておいてください。

10 少年鑑別所収容の通知の説明

君が少年鑑別所に収容されることは、君のお父さん、お母さんなどの保護者に通知します。

誰への通知を希望しますか。

その人の名前と住所及び君とその人との関係を教えてください。

11 ウィーン条約の説明

[二国間条約に基づく通報を行うこととされている場合を除く。]

〔参照第 4（不良行为事实的告知）〕

7 听取少年的辩解

就刚才所宣读的内容，如果有不正确的地方或不明白的地方，不论什么都可以，请讲出来，无需顾虑。

8 不采取观察保护措施の場合

决定不把你送到少年鉴别所。

今天让你回家。

但是，裁判所的程序并非就此而完结。

今后，会有调查、审判的传唤。届时必须来裁判所。

9 采取观察保护措施の場合（决定的告知等）

决定把你送到少年鉴别所。

在少年鉴别所的时间，通常，最长不超过 4 个星期，不过根据情况也会延到最长 8 个星期。

在这期间，为了解你的性格，环境等方面有没有问题，少年鉴别所的技官、家庭裁判所调查官将进行心理测验和调查。请尽量配合这些调查。

另外，怎样改正自己的问题以及生活方面的问题，请思考并整理，以便在审判时向裁判官说明。

10 少年鉴别所收容通知的说明

你被收容到少年鉴别所一事将通知你的父亲、母亲等保护人。

你希望通知给谁呢？

请告诉此人的姓名，住址以及你与此人的关系。

11 维也纳条约的说明

〔进行基于两国间条约的通报の場合除外〕

君の希望があれば、領事関係に関するウィーン条約に基づいて、君の国の駐日大使館などに通報します。

ただし、警察や検察官が通報していない場合に限りです。

通報を希望しますか。

なお、君の国の駐日大使館などに対しては、日本の法令に反しない限り、手紙を出すことができます。

第2 調査手続

1 前置き

私は、君の担当の家庭裁判所調査官の〇〇です。

君について、〇〇事件が検察官（警察）から家庭裁判所に送られてきました。

今日は、この事件のことや君のこれまでの生活、家族のことなどについて話を聴きたいと思います。

今日は、裁判所が選任した通訳人が通訳することになります。通訳人は、誠実に通訳することを宣誓しています。

私の質問の意味が分からない時は、何でも遠慮なく聞いてください。

2 少年の氏名などの確認

名前は何といいますか。

生年月日はいつですか。

国籍はどこですか。

日本ではどこに住んでいますか。

仕事は何をしていますか。

3 手続の説明

家庭裁判所では、本当に君に非行があるかどうかを確認します。

君に非行がある場合は、どうしてそういうことをしてしまったか、今後繰り返さないためにはどうしたらよいかということを考え、どのような指導や教育が

你如果希望的话，可以根据关于领事关系的维也纳条约的规定，通报你的国家的驻日大使馆等。

但是，这仅限于警察、检察官尚未通报的场合。

你希望通报吗？

此外，在不违反日本法令的范围内，你可以向你的国家的驻日大使馆等写信。

第 2 调查程序

1 开场白

我是担任你的案件的家庭裁判所调查官○○。

与你相关的○○案件，已由检察官（警察）送交到家庭裁判所。

今天，想就这一案件的情况以及你至今来的生活、家庭状况等进行调查。

今天，由裁判所选任的翻译人员来做翻译。翻译人员已经宣誓会诚实地翻译。

对我提问的意思如有不明白的地方，请不要客气，不论什么都可以随时提问。

2 少年的姓名等的确认

你叫什么名字？

你的出生年月日是什么时候？

你的国籍是何处？

在日本住在什么地方？

干什么工作？

3 程序的说明

在家庭裁判所，会确认你是否真的的不良行为。

在认为你确实有不良行为的场合，则在考虑到你失足的原因是什么，如何才能避免今后重犯，以及需要怎样的指导和教育的前提下，决定对你的最适当的处分。

必要かを考慮して最も適当な処分を決めています。

今日は、今回の事件の原因を君と一緒に考えたいと思います。

君から聴いた内容は、裁判官に報告します。

裁判官は、その内容を踏まえた上で、君の処分を決めます。

4 審判の説明

審判は、裁判の一種です。

審判は、原則として非公開で行うことになっています（が、この事件については、裁判所が被害者等に審判を傍聴することを許可しましたので〔被害者等から傍聴の申出が出ていますので、これを裁判所が許可すれば〕、被害者等が審判を傍聴することができます。傍聴が許されるのは、審判の様子を直接見聞きしてその状況を詳しく知りたいという被害者等の心情を尊重するためであることをよく理解してください。）。

審判廷には、裁判官のほか、家庭裁判所調査官、裁判所書記官、君、君の保護者、君の付添人などが出席します。

審判では、裁判官が君の名前、生年月日、職業、国籍、日本での住居などを確認します。

審判では、今回君がしたとされている非行の内容が告げられ、弁解の機会を与えられます。

君も、審判までに、今回の非行の原因や今後の生活などをよく考えておいてください（また、被害者等が審判の様子を傍聴していますが、落ち着いて自分の考えを話すようにしてください。）。

そして、審判の時には、君の考えていることを率直に話すようにしてください。

また、事実と違う点や納得できない点があれば、その機会に述べてください。

5 処分の説明

家庭裁判所の行う処分には、施設に入って生活指導などを受けるものとして少年院送致、児童自立支援施設送致及び児童養護施設送致があります。

今天，想与你一起来考虑这次案件的原因。

从你这里所听取的内容，将向裁判官报告。

裁判官将基于这一内容，来决定对你的处分。

4 审判的说明

审判是裁判的一种。

审判，原则上为非公开进行（但是，这个案件，因为裁判所允许被害人等旁听审判[如果被害人等提出旁听的申请，裁判所许可的情况]，被害人等可以旁听审判。这是为了尊重被害人等想要直接并且详细地了解审判的情况的心情，请你理解）。

审判庭内除了裁判官之外，有家庭裁判所调查官、裁判所书记官、你、你的保护人、你的陪同人等出庭。

在审判过程中，裁判官确认你的姓名、出生年月日、职业、国籍、在日本的住址等。

在审判过程中，将把这次被认为是你所做的不良行为的内容告诉你，并给你以辩解的机会。

也请你在审判之前，好好考虑一下这次不良行为的原因以及今后的生活等（另外，虽然被害人等在旁听审判的情况，请冷静地陈述自己的想法）。

在审判时，请将你所考虑的内容，坦率的讲出来。

另外，如果有与事实不符以及难以接受之点，也请利用此机会提出来。

5 处分的说明

在家庭裁判所予以处分中，作为进入设施、接受生活指导等的处分，有送交少年院、送交儿童自立支援设施和送交儿童养护设施等。

また、社会の中で保護観察官や保護司から指導を受ける保護観察もあります。

さらに、検察官送致といって、事件を刑事裁判に回して大人と同様に罰金や懲役という刑罰によって責任をとってもらおうようにすることもあります。

君が十分に反省しており、二度と非行を繰り返すおそれがないと思われる場合には、これらの処分を行わないで事件を終了させることもあります。

また、審判を開かずに今回の手続を終わらせることもあります。

そのほかに、試験観察という中間的な処分もあります。これは、最終的な処分を決める前に、一定の期間、君を適当な人の所に預けて補導してもらったり、家に帰って普通の社会生活をしたりする中で、君の行動や生活状況を観察し、その経過を見て、もう一度審判を開き、最終的な処分を決めるものです。

なお、家庭裁判所による処分がなくても、入国管理当局の判断で、国外退去などを命じられることがあります。

第3 審判手続

1 審判開始の宣言

今から、審判を開いて、君の処分を決めることにします。

今日の手続については、裁判所が選任した通訳人が通訳することになります。

通訳人は、誠実に通訳することを宣誓しています。

私の質問の意味が分からない時は、何でも遠慮なく聞いてください。

2 少年の氏名などの確認

名前は何といいますか。

生年月日はいつですか。

国籍はどこですか。

日本ではどこに住んでいますか。

仕事は何をしていますか。

3 黙秘権の告知

另外，还有在社会中接受保护观察官或保护司的指导和保护观察。

再者，还有送交检察官的处分，也有可能转为刑事裁判，与成人一样，通过罚款、服役等刑罚来使你承担责任。

在认为你已有足够的反省，且不会再度重犯的场合，也有可能不采取上述处分而结束本案件。

此外，也有可能不开庭审判而结案的情况。

除此之外，还有叫作试验观察的中间性处分。所谓试验观察，即在决定最终处分之前，在一定的期间之内，把你交给适当的人管理辅导，也可回家过普通的社会生活。在这当中，来观察你的行动、生活状况，并视其经过，再次开庭审判，决定最终处分。

另外，即使家庭裁判所不予以处分，也有可能因入境管理当局的判断而被命令离境。

第3 审判程序

1 宣告审判开始

从现在开始开庭审判，从而决定对你的处分。

关于今天的程序，由裁判所选任的翻译人员来做翻译。翻译人员已经宣誓会诚实翻译。

对我提问的问题的意思，如果有不明白、不清楚的地方，请不要客气，可随时提问。

2 少年的姓名等的确认

你叫什么名字？

你的出生年月日是什么时候？

你的国籍是何处？

在日本住在什么地方？

干什么工作？

3 沉默权的告知

これから君に質問をしていきますが、君はこれらに無理に答える必要はありません。黙っていてもそれだけで不利になることはありません。

言いたいことがあれば、何でも遠慮なく話してください。

ただし、君が話したことは、君にとって有利か不利かを問わず、証拠として使われることがあります。

4 被害者等の傍聴がある場合の説明

この事件では、被害者等が審判を傍聴しています。傍聴を許可したのは、審判の様子を直接見聞きしてその状況を詳しく知りたいという被害者等の心情を尊重したためです。被害者等が審判の様子を傍聴していますが、落ち着いて自分の考えを話すようにしてください。

5 非行事実の告知

これから、検察官（警察）から送られてきている事件の内容を読みます。よく聞いておいてください。

〔第4（非行事実の告知）参照〕

6 少年の弁解の聴取

今読んだ内容について、間違っていることや分からないことがあったら、何でも遠慮なく言ってください。

7 証人尋問手続

今から、あなたをこの事件の証人として尋問します。

まず、うそをつかないという宣誓をしていただきます。宣誓書の内容を読み上げてください。

（証人）「良心に従って、ほんとうのことを申します。知っていることをかくしたり、無いことを申したりなど、決して致しません。以上のとおり誓います。

証人〇〇」

では、宣誓書に署名押印してください。

証人は、今宣誓したように本当のことを証言してください。

接下来会问几个问题，不必勉强回答。不会因为你保持沉默而对你不利。

如果有想说的事情，请讲出来，不必顾虑。

但要注意，你所讲的话，不论是对你有利还是不利，都有可能被作为证据来使用。

4 有被害人等的旁听的情况的说明

这个案件，被害人等在旁听。允许被害人等旁听是为了尊重被害人等想要直接并且详细地了解审判情况的心情。虽然被害人等在旁听审判的情况，请冷静地陈述自己的想法。

5 不良行为的告知

以下宣读来自检察官（警察）所送来的案件的内容。请认真听。

（参照第4（不良行为事实的告知））

6 听取少年的辩解

就刚才所宣读的内容，如果有不正确的地方或不明白的地方，不论什么都可以，请讲出来，不要顾虑。

7 证人询问程序

从现在开始，你将作为该案件的证人接受询问。

首先，请宣誓不会说谎。请朗读宣誓书上的内容。

（证人）「我将凭良心，申述真实。决不隐瞒事实，决不无中生有，特此宣誓。

证人○○」

那么，请在宣誓书上签名盖章。

请证人按宣誓的内容，在作证时讲述真实。

宣誓の上でその証言をすると、偽証罪で処罰されることがあります。

証言することによって証人自身又は証人の近親者が刑事訴追を受けたり、有罪の判決を受けたりするおそれのある事柄については、証言を拒むことができます。その場合には、申し出てください。

〔証人尋問の実施〕

以上で証人尋問を終わります。

証人は、御苦労さまでした。

8 聴取の終了

これで話を聴くのを終わりにして、君に対する処分を決めることにします。最後に何か言っておきたいことがあれば言ってください。

9 調査官の意見陳述

既に提出している少年調査票記載の意見欄のとおりで、特に付け加えることはありません。

10 付添人の意見陳述

意見書のとおりで、特に付け加えることはありません。

11 決定などの告知及びその説明

それでは、今から君の処分を告知します。

〔第5（決定などの告知及びその説明）参照〕

12 抗告権の告知（保護処分に付された場合）

この決定に不服があるときは、君や君の法定代理人及び付添人は、抗告することができます。

抗告する場合には、2週間以内に、〇〇高等裁判所宛ての抗告の申立書をこの裁判所に出してください。

抗告の申立書は、少年院などの施設の長又はその代理者を通じて出すことができます。

13 ウィーン条約の説明（少年院送致や少年院への戻し収容の場合）

发现证人在宣誓以后的证言中有不实之处，则有可能被处以伪证罪。

对于自己的证言，会使证人本人或证人的亲属受到刑事起诉，或受到有判决的可能事由，可以拒绝证言。在这种场合，请予以申述。

〔证人询问的实施〕

以上，证人询问结束。

证人辛苦了。

8 询问的结束

至此问话结束，决定对你的处分。最后如果还有什么想说的请说。

9 调查官的意见陈述

与已经提交的少年调查票记载的意见栏一致，没有要添加的内容。

10 陪同人的意见陈述

与意见书一致，没有要添加的内容。

11 决定等的告知及其说明

现在，告知对你的处分。

〔参照第 5（决定等的告知及其说明）〕

12 抗告权的告知（在予以保护处分的场合）

对这一决定若有不服，你、你的法定代理人及陪同人可以抗告。

在抗告的场合，请于 2 周以内，将抗告申述书提交〇〇高等裁判所。

抗告申述书，也可以通过少年院等设施的负责人及其代理人提出。

13 维也纳条约的说明（送交少年院或返送少年院收容的场合）

[二国間条約に基づく通報を行うこととされている場合を除く。]

君の希望があれば、領事関係に関するウィーン条約に基づいて、君の国の駐日大使館などに通報します。

ただし、今までにこの事件で通報していない場合に限りです。

通報を希望しますか。

なお、君の国の駐日大使館などに対しては、日本の法令に反しない限り、手紙を出すことができます。

第4 非行事実の告知

1 窃盗罪（万引）の例

「君は、平成○年5月10日午後1時23分頃、東京都○○区○○町1丁目5番12号所在の株式会社○○店において、同店の店長であるAが管理していた万年筆5本（販売価格合計5万円）を盗んだものです。」

2 窃盗罪（バイク盗）の例

「君は、平成○年10月12日午後3時35分頃、東京都○○区○○町2丁目3番5号先路上において、Aが所有する第一種原動機付自転車1台（時価約15万円相当）を盗んだものです。」

3 遺失物等横領罪の例

「君は、平成○年7月21日午後9時30分頃、東京都○○区○○町5丁目3番4号所在の○○自転車置場において、その場所に放置されていたAが所有する自転車1台（時価約6000円相当）を発見し、これを自分の物にするつもりで拾得して横領したものです。」

4 傷害罪の例

「君は、平成○年1月15日午後10時30分頃、東京都○○区○○町1丁目6番15号先路上において、Aが君の身体にぶつかったことから口喧嘩し、腹を立てて、持っていた長さ約50センチメートルの木棒でAの頭部を5、6回

〔进行基于两国间条约的通报的场合除外。〕

你如果希望的话，可以根据关于领事关系的维也纳条约的规定，通报你的国家的驻日大使馆等。

但是，这仅限于警察、检察官尚未通报的场合。

你希望通报吗？

此外，在不违反日本法令的范围内，你可以向你的国家的驻日大使馆等写信。

第 4 不良行为事实的告知

1 盗窃罪（扒窃）例

「你于 20〇〇年 5 月 10 日下午 1 点 23 分前后，在位于东京都〇〇区〇〇町 1 丁目 12 号的株式会社〇〇店，窃取了同店店长 A 所管理的钢笔 5 支（售价合计 5 万日元）。」

2 盗窃罪（盗窃摩托车）例

「你于 20〇〇年 10 月 12 日下午 3 点 35 分前后，在东京都〇〇区〇〇町 2 丁目 3 番 5 号前面的路上，窃取了 A 所有的第一种带原动机自行车即小型摩托车 1 辆（相当于时价约 15 万日元）。」

3 遗失物等的侵占罪例

「你于 20〇〇年 7 月 21 日下午 9 点 30 分前后，在位于东京都〇〇区〇〇町 5 丁目 3 番 4 号的〇〇自行车停车场，发现放置于此处的 A 所有的自行车 1 辆（相当于时价约 6,000 日元），你是抱着将之占为己有的打算而捡了并侵犯了此车的。」

4 伤害罪例

「你于 20〇〇年 1 月 15 日下午 10 点 30 分前后，在东京都〇〇区〇〇町 1 丁目 6 番 15 号前面的路上，因 A 与你的身体相撞而发生争执，你因过度气愤而

強く叩き、それによって、Aに対し、加療約3週間を要する前頭部裂傷の傷害を負わせたものです。」

5 強盗罪の例

「君は、生活費に困り、通行人からお金を奪い取ろうと考えて、平成〇年6月13日午後10時30分頃、東京都〇〇区〇〇町3丁目1番12号先路上において、通りかかったA（当時18歳）を近くの路地に連れていき、Aに対し、持っていた登山ナイフを突きつけながら「金出せ。金出せ。」と言って脅迫し、Aが反抗できない状態にした上、Aの所有していた現金3万円を差し出させて奪い取ったものです。」

6 殺人罪の例（その1）

「君は、平成〇年7月12日午後10時30分頃、東京都〇〇区〇〇町3丁目10番5号所在の平和住宅1号室において、君の長男A（当時生後1か月）の養育に疲れ、将来を悲観して、Aを殺そうと決意し、持っていたタオルでAの頸部を絞めつけるなどし、そのことによりAを窒息死させて殺害したものです。」

7 殺人罪の例（その2）

「君は、平成〇年1月31日午後10時30分頃、東京都〇〇区〇〇町6丁目3番4号先路上において、A（当時19歳）から身体が触れたことで因縁をつけられ、突然腹部などを数回足蹴りするなどの暴行を加えられたことにかつとなり、とっさに、殺意をもって、持っていたナイフ（刃体の長さ約15センチメートル）で、Aの右胸部を数回突き刺し、右胸部に刺し傷を負わせ、間もなく、その場所において、その刺し傷による出血多量によりAを死亡させて殺害したものです。」

8 覚せい剤取締法違反罪の例

「君は、法定の除外事由がないのに、平成〇年10月21日午後10時30分頃、東京都〇〇区〇〇町1丁目2番8号所在の平和住宅2号室において、フェニルメチルアミノプロパンの塩類若干量を含有する水溶液を、自分の身体に注

用所持的长约 50 厘米的木棍猛击该人头部 5、6 次。而使该人负了需要治疗 3 周才可全愈的前头部裂伤的伤害。」

5 强盗罪例

「你因生活费拮据而企图从过往行人处抢劫钱财，于 20〇〇年 6 月 13 日下午 10 点 30 分前后，在东京都〇〇区〇〇町 3 丁目 1 番 12 号前的路上，将由此经过的 A（当时 18 岁）带到附近的小巷内，边用你所持的登山刀逼住该人，边威胁道：“カネダセ。カネダセ。”在抑制住其反抗的情况下，使该人交出所带的现金 3 万日元，抢取为己有。」

6 杀人罪例（例 1）

「你于 20〇〇年 7 月 12 日下午 10 点 30 分前后，在位于东京都〇〇区〇〇町 3 丁目 10 番 5 号的平和住宅 1 号室内，你因疲于你的长子 A（当时生後 1 个月）的养育，想不开之余，决意要杀害该婴儿，你用你所携带的毛巾，紧勒该幼儿的颈部等，因而使该婴儿窒息而死，杀害了该人。」

7 杀人罪（例 2）

「你于 20〇〇年 1 月 31 日下午 1 点 30 分前后，在东京都〇〇区〇〇町 6 丁目 3 番 4 号前的路上，被 A（当时 19 岁）以接触了其身体为借口，对你的腹部等踢数脚。你瞬时有了杀意，用你手持的刀子（刀部长约 15 厘米），向该人右胸部连刺数下，使其右胸部负伤，并很快在该处因该刺伤伤口出血过多而失血死亡，因而杀害了该人。」

8 违反兴奋剂取缔法罪例

「你在没有法定的例外理由的情况下，于 20〇〇年 10 月 21 日下午 10 点 30 分前后，在位于东京都〇〇区〇〇町 1 丁目 2 番 8 号的平和住宅 2 号室，将含有若干苯甲基氨基丙烷的水溶液注射入自己的身体，因而使用了兴奋剂。」

射し、覚せい剤を使用したものです。」

9 毒物及び劇物取締法違反罪の例

「君は、平成○年5月12日午後10時30分頃、東京都○○区○○町2丁目3番5号先路上において、興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する劇物で、政令で定められたトルエンを、みだりに吸入したものです。」

10 過失運転致傷罪の例

「君は、平成○年10月12日午後3時35分頃、東京都○○区○○町3丁目7番8号先路上において、普通乗用自動車を運転して○○区○○町方面から○○区○○町方面に向かい、時速約80キロメートルの速度で進行中、その場所の手前は左方にカーブして前方の見通しが困難であったので、あらかじめ減速し安全に走行できるようにハンドル、ブレーキなどを的確に操作して進行すべき運転者としての注意義務があったのに、これを怠り、先程の速度のまま的確なハンドル操作をせずに進行した過失により、自分の自動車を対向車線に進入させ、対向して進行してきたA（当時21歳）運転の普通乗用自動車の前部に自分の自動車の右前部を衝突させ、Aに全治約2か月間を要する右大腿骨骨折などの傷害を負わせたものです。」

11 道路交通法違反（無免許運転）の例

「君は、公安委員会の運転免許を受けないで、平成○年10月5日午後10時30分頃、東京都○○区○○町5丁目9番5号○○町交差点付近路上において、自動二輪車を運転したものです。」

12 道路交通法違反（速度違反）の例

「君は、平成○年2月13日午後10時30分頃、公安委員会が道路標識によって最高速度を時速40キロメートルと定めた東京都○○区○○町2丁目5番7号付近道路において、その最高速度を超える時速80キロメートルで普通乗用自動車を運転したものです。」

13 売春防止法違反の例

9 违反毒物及剧烈物取缔法罪例

「你于 20〇〇年 5 月 12 日下午 10 时 30 分前后，在东京都〇〇区〇〇町 2 丁目 3 番 5 号前面的路上，擅自吸入了具有兴奋、幻觉或麻醉作用的烈性药，政令所规定的甲苯。」

10 过失驾驶至伤罪例

「你于 20〇〇年 10 月 12 日下午 3 点 35 分前后，在东京都〇〇区〇〇町 3 丁目 7 番 8 号前面的路上，驾驶普通轿车，从〇〇区〇〇町方面驶向〇〇区〇〇町方面，以时速 80 公里的速度前行时，由于该地点的前面有左拐弯道，前方视界不好。故作为驾驶者，有通过事先减速、正确操作方向盘和制动等，来安全行驶的注意义务。但你却因怠慢了此义务，一直以上述速度行驶，没进行正确的方向盘操作，使自己所驾驶的汽车闯入反向车道，使自己的车右前部与正好从迎面行驶的 A（当时 21 岁）所驾驶的普通轿车的前部相撞，因而使该人蒙受了大约需要 2 个月才能够治愈的右大腿骨骨折等伤害。」

11 违反路交通法（无执照驾驶）例

「你在没有取得公安委员会所发的驾驶执照的情况下，于 20〇〇年 10 月 5 日下午 10 点 30 分前后，在东京都〇〇区〇〇町 5 丁目 9 番 5 号〇〇町交叉点附近的路上，曾驾驶摩托车。」

12 违反道路交通法（违反速度限制）例

「你于 20〇〇年 2 月 13 日下午 10 点 30 分前后，在公安委员会用道路标识将最高速度规定为每小时 40 公里的东京都〇〇区〇〇町 2 丁目 5 番 7 号附近道路上，曾以超过上述最高速度的每小时 80 公里的速度，驾驶普通轿车。」

13 违反防止卖淫法例

「君は、売春をする目的で、平成○年3月10日午後6時35分頃、東京都○○区○○町1丁目1番18号付近路上において、その場所を通行中のAに対し、「遊びませんか社長。ホテルいい3万円。」などと言って誘い、公衆の目に触れるような方法で人を売春の相手方となるよう勧誘したものです。」

14 出入国管理及び難民認定法違反の例

「君は、○○国国籍を有する外国人で、平成○年6月12日、○○国の政府が発行した旅券を持って、千葉県成田市にある新東京国際空港に上陸して日本の国に入ったものですが、在留期限は同年6月27日までであったのに、その日までに日本の国から出国せず、平成○年6月9日まで、東京都○○区○○町3丁目5番12号に住み、在留期間を経過して不法に日本の国に残留したものです。」

15 ぐ犯の例

「君は、○○国の養父母のもとで育ち、平成○年4月20日頃、出稼ぎのために来日し、その年の5月1日頃からストリップ劇場でダンサーとして働くようになりました。その後、同じような劇場数か所を転々とし、現在は、東京都○○区○○町2丁目3番8号所在の、暴力団○○組幹部で覚せい剤取締法違反の前科、前歴を有するA方のアパートに泊まり、A及びその仲間と共に無為徒食の生活を送っていました。そして、この間、君は、数十名の劇場の客や複数の暴力団組員と性的関係を持って小遣いをもらうなど、いかがわしい場所に入りするとともに、犯罪性のある人と交際しています。君の性格、環境に照らし、将来、売春防止法違反あるいは覚せい剤取締法違反の罪を犯すおそれがあるというのが事件の内容です。」

第5 決定などの告知及びその説明

1 保護観察決定などの告知及びその説明

(1) 保護観察決定の告知及びその説明

「你以卖淫为目的，于20〇〇年3月10日下午6点35分前后，在东京都〇〇区〇〇町1丁目1番18号附近的路上，对从同地点经过的A招呼道：「遊びませんか社長。ホテルいい3万円。」等，加以引诱，以触及公众耳目的方法，劝诱他人成为卖淫的对象。」

14 违反出入境管理及难民认定法例

「你是具有〇〇国国籍的外国人，于20〇〇年6月12日，持〇〇国政府发行的护照，自位于千叶县成田市的新东京国际机场入境进入日本国。你的在留期限为至同年6月27日为止，但你却未在此日前离开日本国，直至20〇〇年6月9日为止，一直居住在东京都〇〇区〇〇町3丁目5番12号，因而成为逾越在留期间，不法滞留日本国内者。」

15 有犯罪可能性例

「你在〇〇国的养父母的养育下长大，于20〇〇年4月20日前后，以出外挣钱为目的而来到日本，于同年5月1日前后在脱衣舞剧场当舞女。其后换过数处同种剧场。现在寄宿于位于东都〇〇区〇〇町2丁目3番8号，暴力团〇〇组干部有违反兴奋剂取缔法的前科，以前犯过罪的A氏的公寓。与A及其同伙一起，过着游手好闲的生活。此外，在这期间，你与数十名剧场的客人及数名暴力团成员有性关系，并靠此而获得零用钱等。出入不正经的场所，与有犯罪性的人交往。从你的性格、环境来看，将来有犯违反防止卖淫法罪或违反兴奋剂取缔法罪的可能，这就是这次案件的内容。」

第5 决定等的告知及其说明

1 保护观察决定的告知及其说明

(1) 保护观察决定的告知及其说明

君を〇〇保護観察所の保護観察に付します。

保護観察では、社会生活をしながら、保護観察官や保護司の指導を受けることとなります。

(2) 交通短期保護観察の処遇勧告の告知及びその説明

君を交通保護観察に付します。ただし、保護観察所に対しては、短い期間で処遇が終わるようという勧告を付けておくこととします。

交通保護観察では、社会生活をしながら、保護観察官による指導を受けるほか、交通に関する講習を受けることとなります。

2 児童自立支援施設又は児童養護施設送致決定の告知及びその説明

君を児童自立支援施設（児童養護施設）に送致します。

君は児童自立支援施設（児童養護施設）に入所し、施設の職員から生活指導などを受けることとなります。

3 少年院送致決定などの告知及びその説明

(1) 少年院送致決定の告知及びその説明

君を第〇種少年院に送致します。

君は、少年院に収容され、生活指導などの矯正教育を受けることとなります。

(2) 処遇勧告の告知及びその説明

ア 短期間の処遇勧告の説明

少年院に対しては、短い期間で処遇を終えることが適当であるとの処遇勧告を付けておくこととします。

イ 特別短期間の処遇勧告の説明

少年院に対しては、特に短い期間で処遇を終えることが適当であるとの処遇勧告を付けておくこととします。

また、できる限り日課の一部を君に計画させ、実施させることなど開放的な教育を受けることができるよう求める勧告も付けておくこととします。

4 不処分決定の告知

将你交给○○保护观察所进行保护观察。

在保护观察中，将边过社会生活，边接受保护观察官及保护司的指导。

(2) 交通短期保护观察的处置劝告的告知及其说明

将你交付交通保护观察。但是，对于保护观察所，会劝告尽量在短期内结束交通保护观察。

在交通保护观察中，除了边过社会生活，边接受保护观察官的指导之外，还将接受有关交通的讲习。

2 送交儿童自立支援设施或儿童养护设施决定的告知及说明

将你送交儿童自立支援设施（儿童养护设施）

你在进入儿童自立支援设施（儿童养护设施）后，将接受设施的职员的生活指导等。

3 送交少年院决定的告知及其说明

(1) 送交少年院决定的告知及其说明

将你送交到第○种少年院。

你在被收容到少年院后，将接受生活指导等矫正教育。

(2) 处置劝告的告知及其说明

1) 短期处置劝告的说明

对于少年院，会劝告在短期内结束处置是恰当的。

2) 特别短期间的处置告知说明

对于少年院，会劝告在特别短期内结束处置是恰当的。

另外，尽量会让你自己计划、实施每天功课的一部分。会劝告尽量实施这样开放的教育。

4 不处分决定的告知

君を保護処分につさないことにします。

5 知事又は児童相談所長への送致決定の告知

君の事件を〇〇児童相談所長（〇〇知事）に送致します。

6 検察官送致決定の告知

君の事件を〇〇地方検察庁の検察官に送致します。

7 強制的措置許可決定の告知

君の事件を〇〇児童相談所長に送致します。

児童相談所長が、君に対し、平成〇年〇月〇日から、〇年間に、通算〇〇日を限度として、君の自由を制限する強制的な措置をとることを許可することとします。

8 強制的措置不許可決定の告知

児童相談所長が君に対して君の自由を制限するような強制的な措置をとることは、許可しないこととしました。

9 試験観察決定などの告知及びその説明

君を家庭裁判所調査官〇〇の観察に付します。

試験観察は、君に対する最終的な処分を決める前に、一定の期間、君を〇〇に預けて補導してもらいながら（家に帰って普通の社会生活をしながら）、君の行動や生活状況を観察し、その経過を見て、もう一度審判を開き、最終的な処分を決めるものです。

君に対し、試験観察中に守るべき事柄として、①・・・、②・・・を指示します。

10 没取決定の告知

押収してある〇〇を没取します。

11 訴訟費用負担決定の告知

家庭裁判所に送致される前の国選弁護費用として要した訴訟費用〇〇万円は君に負担させることにします。

决定对你不处以保护处分。

5 送交知事或儿童商谈所所长决定的告知

将你的案件送交至○○儿童商谈所所长（○○知事）。

6 送交检察官决定的告知

将你的案件送交至○○地方检察厅的检察官。

7 有关强制性措施的许可决定的告知

把你的案件送交○○儿童商谈所所长。

我院准许儿童商谈所所长自20○○年○月○日起○年内，以总计○天为限度，采取限制你的自由的强制性措施。

8 有关强制性措施的不许可决定的告知

我院不允许儿童商谈所所长对你采取限制你的自由的强制性措施。

9 试验观察决定等的告知及其说明

将你交给家庭裁判所调查官○○进行观察。

试验观察是在对你做出最终处分前，在一定期间内，把你交给○○进行辅导（在回家过普通的社会生活的同时），观察你的行动及生活状况。观察这一过程，再次开庭审判，做出最终的处分。

在试验观察中，对你指示以下须遵守的事项，①···，②···。

10 没收决定的告知

没收扣押的○○。

11 诉讼费用负担决定的告知

在被送到家庭裁判所前的国选辩护人费用○○万日元由你负担。

12 戻し収容決定の告知

君を第○種少年院に戻して収容します。

13 収容継続決定の告知

君を平成○年○月○日まで第○種少年院に継続して収容します。

14 保護処分取消決定の告知

君に対する保護観察（児童自立支援施設送致，児童養護施設送致，少年院送致）
決定を取り消します。

15 施設送致決定の告知

〔前記 2（児童自立支援施設又は児童養護施設送致決定の告知及びその説明）
及び 3（少年院送致決定などの告知及びその説明）参照〕

12 返送收容决定的告知

将你返送第○种少年院收容。

13 继续收容决定的告知

至 20○○年○月○日为止，将你继续收容在第○种少年院。

14 取消保护处分决定的告知

取消对你的保护观察（送交儿童自立支援设施，送交儿童养护设施，送交少年院）。

15 送交设施决定的告知

〔参照上述2（送交儿童自立支援设施或儿童养护设施决定的告知及其说明）以及3（送交少年院决定的告知及其说明）〕

第6 書式例

書式1 少年と保護者の皆さんへ（身柄事件用）

少年と保護者の皆さんへ

1. この度、少年は、（ ）保護事件について（ ）少年鑑別所へ送致されることになりました。少年に対しては、以後、原則として、次の手続で処分が決められます。
 - (1) 観護措置
少年鑑別所では、少年の身柄を確保し、併せて、少年の心身の鑑別を行います。ここでの収容期間は、通常、最大限4週間です。なお、場合によっては、最大限8週間まで更新されることがあります。
 - (2) 調査
(1)の鑑別と並行して、家庭裁判所調査官が少年に関する調査を行います。この調査の目的は、非行の原因、少年の性格や行動のみならず、家庭、学校、職場、友人関係などの環境等について調査し、少年に対して最も有効適切な処分は何かを明らかにすることです。
 - (3) 審判
(2)の調査が終わると、審判を開きます。審判は、裁判の一種ですが、非公開で、審判廷には少年、保護者（付添人があるときは付添人も）が出席します（場合により、学校の先生、保護司、検察官等も出席することがあります。）。
審判では、少年が非行を犯したかどうか、また、少年の性格、環境などに問題がないかどうかについて審理をし、家庭裁判所調査官の調査結果などを参考にして、裁判官が少年に対する処分を決めます。裁判官等から尋ねられたことについて、事実と違う点や納得のできない点があれば述べてください。また、調べてほしい証人や証拠があれば申し出ることもできます（裁判所で必要と認めるときは、取り調べます。）。
2. 家庭裁判所で行う主な処分は次のとおりです。
 - (1) 保護観察
通常、の社会生活を続けながら、保護観察所の保護観察官などの指導、監督を受けて、少年の改善、更生を図るものです。
 - (2) 児童自立支援施設又は児童養護施設送致
少年をこれらの施設に入所させて、必要な指導又は養護を行うものです。
 - (3) 少年院送致
少年を少年院に収容して、矯正教育を行うものです。
 - (4) 検察官送致
成人の場合と同様の手続による刑事裁判を受けさせるため、事件を検察官に送致するものです。
 - (5) 不処分
少年に非行がないときや、非行があっても何らの処分をするまでもないときになされるものです。
 - (6) 試験観察
(1)から(5)までの最終処分を決めるため、一定の期間、少年の行動、成績を観察するものです。試験観察の期間中、民間の施設等に少年を預けて指導してもらうこと（補導委託）もあります。
3. 少年や保護者には、次の権利などが認められています。
 - (1) 付添人選任権
少年及び保護者は、付添人を選任することができます。付添人は、家庭裁判所の審判の協力者であるとともに、刑事事件の弁護人に当たるものですが、弁護士に限らず、保護者や一般の人でも、裁判所の許可があれば、付添人となることができます。
 - (2) 黙秘権
少年は、裁判官などの質問に無理に答える必要はありません。ただし、裁判所は、少年が述べたことを参考にして、適切な処分を決めるわけですから、言いたいことは何でも正確に述べてください。
 - (3) 不服申立書
2の(1)から(3)までの決定に対して不服があれば、少年、法定代理人又は付添人は、2週間以内に高等裁判所に抗告の申立てをすることができます。
4. 以上のほか、分からないことがあれば、担当の書記官又は調査官に尋ねてください。

平成 年 月 日

家庭裁判所

支部

少年和保护人诸位

1. 这次，就有关（ ）保护案件，已决定将该少年送交（ ）少年鉴别所。今后，对该少年原则上通过下述程序来决定处分。
 - （1） 观察保护措施
在少年鉴别所，在拘留该少年的同时，对该少年的心身进行鉴定，在该所的收容期间，通常，最长是 4 周为限，不过根据情况，也会延到最长 8 周。
 - （2） 调查
与（1）的鉴定并行，家庭裁判所调查官会对少年进行调查。这个调查的目的不仅在于究明不良行为的原因、该少年的性格、行动，还就家庭、学校、工作单位、友人关系等环境进行调查。从而确认对该少年来说，什么样的处分最为有效且恰当。
 - （3） 审判
在（2）的调查结束后开庭审判，审判是裁判的一种，但为非公开进行。审判庭开庭时，少年，保护人（有陪同时陪同人亦）须出庭（有的场合，学校的教师、保护司、检察官等也出庭）。
在审判中，就该少年是否有不良行为，以及少年的性格、环境等有没有问题等进行审理，裁判官（法官、审判员）参考家庭裁判所调查官的调查结果等，决定对该少年的处分。对于裁判官的提问，若有与事实不符或难以接受之点，则请陈述。另外，若有希望查询的证人，希望查实的证据，也可以提出（裁判所在认为必要的场合，则予以调查）。
2. 家庭裁判所进行的主要处分如下。
 - （1） 保护观察
边继续通常的社会生活，边接受保护观察所的保护观察官等的指导、监督，以图该少年改掉前非，改邪归正。
 - （2） 送交儿童自立支援设施或儿童养护设施
使少年进入上述设施，以对该少年进行必要的指导或养护。
 - （3） 送交少年院
将该少年收容到少年院，亦进行矫正教育。
 - （4） 送交检察官
为使其接受以与成人的场合相同的程序所进行的刑事裁判，而将案件送交检察官。
 - （5） 不处分
在该少年无不良行为时，或尽管有不良行为，但尚不处以任何处分的场合，则不予以处分。
 - （6） 试验观察
为了决定从（1）至（5）的最终处分，而在一定期间内，对该少年的行动、成绩进行观察。在试验观察期间内，有的场合则将该少年委托民间的设施等来予以辅导（委托辅导）。
3. 少年及保护人，享有下述权利等。
 - （1） 陪同时选任权
少年本人及保护人可以选任陪同时。陪同时，即是家庭裁判所的审理上的协助者，也相当于刑事案件辩护人。但不仅仅限于律师，保护人及一般人，在得到裁判所许可的情况下也可以成为陪同时。
 - （2） 沉默权
少年本人对裁判官等人的提问，没勉强回答的必要。但由于裁判所是在参考少年所述的情况下确实适当的处分的，故对想讲的事情，请正确地予以叙述。
 - （3） 不服的申述权
若对 2 的（1）至（3）的决定不服时，少年本人、法定代理人或陪同时可以在 2 周之内，向高等裁判所提出抗告。
4. 以上之处，若有不详之点，请询问担当的书记官或调查官。

家裁判所 支部
20 年 月 日

書式2 少年と保護者の皆さんへ（在宅事件用）

少年と保護者の皆さんへ

1. この度、少年は、（ ）保護事件について家庭裁判所で審判を受けることになりました。
審判は、裁判の一種ですが、非公開で、審判廷には少年、保護者（付添人があるときは付添人も）が出席します（場合により、学校の先生、保護司、検察官等も出席することがあります。）。審判では、少年が非行を犯したかどうか、また、少年の性格、環境などに問題がないかどうかについて審理をし、家庭裁判所調査官の調査結果などを参考にして、裁判官が少年に対する処分を決めます。
裁判官等から尋ねられたことについて、事実と違う点や納得のできない点があれば述べてください。また、調べてほしい証人や証拠があれば申し出ることもできます（裁判所で必要と認めたときは、取り調べます。）。
2. 家庭裁判所で行う主な処分は次のとおりです。
 - （1）保護観察
通常の世界生活を続けながら、保護観察所の保護観察官などの指導、監督を受けて、少年の改善、更生を図るものです。
 - （2）児童自立支援施設又は児童養護施設送致
少年をこれらの施設に入所させて、必要な指導又は養護を行うものです。
 - （3）少年院送致
少年を少年院に収容して、矯正教育を行うものです。
 - （4）検察官送致
成人の場合と同様の手続による刑事裁判を受けさせるため、事件を検察官に送致するものです。
 - （5）不処分
少年に非行がないときや、非行があっても何らの処分をするまでもないときになされるものです。
 - （6）試験観察
（1）から（5）までの最終処分を決めるため、一定の期間、少年の行動、成績を観察するものです。試験観察の期間中、民間の施設等に少年を預けて補導してもらうこと（補導委託）もあります。
3. 少年や保護者には、次の権利などが認められています。
 - （1）付添人選任権
少年及び保護者は、付添人を選任することができます。付添人は、家庭裁判所の審判の協力者であるとともに、刑事事件の弁護人に当たるものですが、弁護士に限らず、保護者や一般の人でも、裁判所の許可があれば、付添人となることができます。
 - （2）黙秘権
少年は、裁判官などの質問に無理に答える必要はありません。ただし、裁判所は、少年が述べたことを参考にして、適切な処分を決めるわけですから、言いたいことは何でも正確に述べてください。
 - （3）不服申立書
2の（1）から（3）までの決定に対して不服があれば、少年、法定代理人又は付添人は、2週間以内に高等裁判所に抗告の申立てをすることができます。
4. 以上のほか、分からないことがあれば、担当の書記官又は調査官に尋ねてください。

平成 年 月 日

家庭裁判所

支部

少年和保护人诸位

1. 这次，就有关（ ）保护案件，已决定将该少年在家庭审判所，接受审判。

审判为裁判的一种，但为非公开进行。审判开庭时，少年本人和保护人（有陪同时陪同时亦）须出庭（有的场合，学校的教师、保护司、检察官等也出庭）。在审判中，就该少年是否有不良行为，以及该少年的性格、环境等方面有否问题等予以审理。由裁判官，参考家庭裁判所调查官的调查结果等来决定对该少年的处分。

对于裁判官的提问，若有与事实不符或难以接受之处则请予陈述。另外，若有希望查询的证人，希望查实的证据，也可以提出（裁判所在认为必要的场合，则予以调查）。

2. 家庭裁判所进行的主要处分如下。

(1) 保护观察

边继续通常的社会生活，边接受保护观察官等的指导、监督，以图该少年改掉前非，改邪归正。

(2) 送交儿童自立支援设施或儿童养护设施

使少年进入上述设施，以对该少年进行必要的指导或养护。

(3) 送交少年院

将该少年收容到少年院，亦进行矫正教育。

(4) 送交检察官

为使其接受以与成人的场合相同的程序所进行的刑事裁判，而将案件送交检察官。

(5) 不处分

在该少年无不良行为时，或尽管有不良行为，但尚不处以任何处分的场合，则不予以处分。

(6) 试验观察

为了决定从(1)至(5)的最终处分，而在一定期间内，对该少年的行动、成绩进行观察。在试验观察期间内，有的场合则将该少年委托民间的设施等来予以辅导（委托辅导）。

3. 少年及保护人，享有下述权利等。

(1) 陪同时选任权

少年本人及保护人可以选任陪同时。陪同时，即是家庭裁判所的审理上的协力助者，也相当于刑事案件的辩护人。但不仅仅限于律师，保护人及一般人，在得到裁判所许可的情况下也可以成为陪同时。

(2) 沉默权

少年本人对裁判官等人的提问，没勉强回答的必要。但由于裁判官是在参考少年所述的情况下确实适当的处分的，故对想讲的事情，请正确地予以叙述。

(3) 不服的申述权

若对2的(1)至(3)的决定不服时，少年本人、法定代理人或陪同时可以在2周之内，向高等裁判所提出抗告。

4. 以上之处，若有不详之点，请询问担当的书记官或调查官。

家裁判所

支部

20 年 月 日

書式 3 審判期日通知書

平成 年 第 少年 第 号	保護事件
<p style="text-align: center;"><u>審判期日通知書</u></p> <p>少年 <u> </u> 殿</p> <p>保護者 <u> </u> 殿</p> <p>上記少年に対する保護事件の審判が開かれることになりましたか ら、少年と保護者の方は一緒にこの書面を持って、</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 午前 午後 時 分</p> <hr/> <p>に当裁判所に出頭してください。</p> <p>(注意) この期日に出頭できないときは、その理由を詳しく書いた書面を必ず下記 裁判所書記官あて至急送ってください。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">家庭裁判所 裁判所書記官</p>	(備考)
	<p>家庭裁判所</p> <p>電話 () (代表) 内線 番</p>

格式 3 审判日期通知书

<p>20 年 少 第 号 保护案件</p> <p style="text-align: center;"><u>审判日期通知书</u></p> <p>少年 _____ 氏 保护人 _____ 氏</p> <p>对于上述少年的保护案件的审判已决定开庭，请少年本人和保护人一起持此通知书，于</p> <p>20 年 月 日 上午 _____ 点 分 下午 _____ 点 分</p> <p>来本裁判所出庭。</p> <p>(注意) 在此传唤日期不能出庭时，请务必将写明详细理由的理由书迅速寄送给下述裁判所书记官</p> <p>20 年 月 日 家庭裁判所 裁判所书记官</p>	<p>(备考)</p> <p style="text-align: right;">家庭裁判所</p> <p style="text-align: right;">电话 () (总机) 内线 号</p>
---	---

書式 4 呼出状

平成 年 少年第 号

呼 出 状

少年 殿

保護者 殿

少年

年 月 日生

住居

上記少年に対する保護事件の審判を、きたる 月 日 午前 時行います
ので に出頭して下さい。

なお、正当な理由がないのにこの呼出しに応じないと同行状を発することがあります。

平成 年 月 日

家庭裁判所

裁判官

- 注意 1 当日は認印を持参し、この呼出状を当庁書記官室に差し出して下さい。
2 病气その他で出頭できないときは、必ず電話、手紙などで当庁書記官室に連絡して下さい。

20____年少年第____号

传 唤 书

少年____氏

保护人____氏

少年____氏

____年____月____日生

住 所 _____

对上述少年的保护案件的审判，将于____月____日____上午____下午____点进行，请到____出庭。

如果无正当理由而不响应此传唤，则有可能颁发同行令状拘提出庭。

家 庭 裁 判 所

裁 判 官

20____年____月____日

注意

- 1 当天请携带印章，向本裁判所书记官室提出此传唤书。
- 2 因病及其它原因而不能出庭时，请务必用电话、信函与本裁判所书记官室联系。

書式 5 呼出状 (調査)

平成 年 第 号 少年 事件

<p style="text-align: center;"><u>呼 出 状</u></p> <p>少年 _____ 殿</p> <p>保護者 _____ 殿</p> <p>少年の保護事件について調査しますので、少年と保護者は、 月 日 (曜) 午前 時 分 この呼出状を持って、 _____ 午後 _____ 家庭裁判所 階 少年調査官室に出頭してください。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">家庭裁判所</p> <p style="text-align: right;">家庭裁判所調査官</p>	<p>(備考)</p> <p>1 平成 年 月 警察署調べの件です。</p> <p>2 少年又は保護者が、病気、不在等でやむを得ず出頭できない場合は、その旨を担当調査官に連絡してください。</p> <p>3 当日、 _____ を必ず持参してください。</p> <p style="text-align: right;">家庭裁判所 電 話 (_____) (代表) 内 線 _____ 番</p>
--	---

格式5 传唤书（调查）

20 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日 第 <u> </u> 号 少年 案件 号	<div style="text-align: center; font-size: 1.2em; font-weight: bold; margin-bottom: 20px;"> 传 唤 书 </div> <p style="margin-left: 40px;">少年 <u> </u> 氏</p> <p style="margin-left: 40px;">保护人 <u> </u> 氏</p> <p style="margin-left: 40px;">由需就上述少年的保护案件进行调查，故请少年本人和保护人，</p> <p style="margin-left: 40px;">于 <u> </u> 月 <u> </u> 日（星期 <u> </u>）<u> </u> 点 <u> </u> 分持此传唤书，</p> <p style="margin-left: 40px;">来 <u> </u> 家庭裁判所 <u> </u> 楼 <u> </u> 少年调查官室。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">家庭裁判所</p> <p>家庭裁判所调查官</p> <p>20<u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>家庭裁判所 电 话（<u> </u>）<u> </u>（总机） 内 线 <u> </u> 号</p> </div>
(备考)	<ol style="list-style-type: none"> 1 调查 20<u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 警察署询问之事。 2 少年本人或保护人因病，外出不在等不得已的事由而不能来厅的场合，请将其情况向担当调查官联系说明 3 当天，请务必携带：

書式 6 同行状 (緊急)

平成 年 (少) 第 号	執行指揮印
<h2 style="margin: 0;">同行状 (緊急)</h2>	
少年 _____ 年 _____ 月 _____ 日生	
住居 _____	
<p>上記少年の _____ 保護事件について、下記の理由により、少年を当裁判所へ同行する。</p> <p style="text-align: center;">有効期間 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで</p> <p style="text-align: center;">この令状は上記期間経過後はその執行に着手することができない。 この場合には本令状を裁判所へ返還しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p style="text-align: center;">家庭裁判所 裁 判 官</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(審判に付すべき事由) _____ 別紙記載のとおり (緊急同行状を発付する理由) _____ 別紙記載のとおり (適条) _____ 少年法 12 条 1 項 (参考)</p> <p>1 予想される少年の立ち回り先 _____</p> <p>2 本同行状は、 _____ 警察署宛に発付</p>	
執行した日時	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 _____ 分
執行した場所	
執行することができなかったときはその理由
所 属 ・ 官 職	氏名 _____ 印 _____
同行された日時 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 _____ 分	
裁判所書記官	

格式6 紧急同行令状

20 年(少)第 号	执行指挥印
<h2 style="margin: 0;">同行令状(紧急)</h2>	
少年 _____ 19 年 月 日生	
住所 _____	
<p>关于上述少年的 _____ 保护案件, 根据下列理由, 令该少年同行到本裁判所。</p> <p style="text-align: center;">有效期间 至 20 年 月 日</p> <p>本令状, 超过上述期间后, 不得执行。 在这场合, 必须将本令状交还裁判所。</p> <p style="text-align: center;">20 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">家庭裁判所 裁判官</p> <p style="text-align: center;">记</p> <p>(加以审判的事由) 如另纸所记载 (发紧急同行令状的理由) 如另纸所记载 (适用条款) 少年法 12 条 1 项 (参考)</p> <p>1 预想上的少年出入地点 _____</p> <p>2 本同行令状发送给, _____警察署</p>	
执行日期	20 年 月 日 上午·下午 点 分
执行场所	
未能执行时其理由
所属·官职	姓名 印
同行时间 20 年 月 日 上午·下午 点 分	
裁判所书记官 印	

書式 7 観護措置通知書

平成 年 少年第 号 保 護 事 件

観護措置通知書

殿

少年

年 月 日生

上記少年に対する保護事件について、審判を行うための必要上、少年は、平成 年 月 日 少年鑑別所に収容されたから通知する。

平成 年 月 日

家 庭 裁 判 所

裁 判 所 書 記 官

格式7 观察保护措施通知书

20 年 第 号 少年 保护案件

观察保护措施通知书

_____ 氏 _____

少年 _____
_____ 年 _____ 月 _____ 日生

由于就对上述少年的保护案件进行审判所需，已于 20 年 月 日，将该少年收容到 _____ 少年鉴别所特此通知。

家 庭 裁 判 所

裁 判 所 书 记 官

2 0 _____ 年 _____ 月 _____ 日

平成

年(少)第

号

付 添 人 選 任 届

家庭裁判所 御中

少年

に対する

保護事件について

弁護士

を付添人に選任いたしましたから連署の上お

届けいたします。

平成 年 月 日

選任者(少年保護者)

付添人住所

付 添 人

(注) 選任者()内は該当するものに○印をつける。

格式8 陪同人选任申报

20 年(少)第 号

陪同人选任申报

家庭裁判所 公启

关于对
律师

少年的 保护案件，已选任
为陪同人，特此联署申报。

选任者(少年
保护人)

陪同人住址

陪同人

20 年 月 日

(注) 选任者()内，请在适当的项目上画“○”。

書式 9 付添人選任に関する通知及び照会

(法 22 条の 3 第 1 項, 規 30 条の 3 第 1 項)

平成 年(少)第 号

付添人選任に関する通知及び照会

少年 殿

保護事件名

あなたの事件では, 慎重に手続きを進めるため, 弁護士である付添人がいなければ審判できません。

あなたやあなたの家族が弁護士である付添人を選任しないときは, 裁判所が弁護士である付添人を選任します。

そこで, 同封した回答書に答えて書いて, 月 日までに 家庭裁判所に着くように送ってください。あなたが少年鑑別所にいるときは, 鑑別所の先生に渡してください。

平成 年 月 日

家庭裁判所 (担当者)

電話 内線 番

格式9 关于陪同人的通知及照会

(法22条之3第1项, 规30条之3第1项)

20 年(少)第 号

关于陪同人的通知及照会

少年

保护案件名

对你的案件, 为要慎重的进行审判程序, 要是没有是律师的陪同人不能开庭审判。

你或你的家属要是不选任是律师的陪同人, 裁判所会替你选任是律师的陪同人。

所以请把付寄的回答书填上。 月 日
为止, 寄到家庭裁判所。你要是在少年鉴别所, 请交给鉴别所的老师。

20 年 月 日

家庭裁判所 (担当者)

电话 内线 号

書式 10 付添人選任に関する回答書

(法 22 条の 3 第 1 項, 規 30 条の 3 第 1 項)

平成 年(少)第 号

付添人選任に関する回答書

家庭裁判所 御中

保護事件について, 次のとおり回答します。

※ レ印を付けてください。

- 私か私の家族が弁護士である付添人をつけます
付添人の名前は, (弁護士会) です。
(分かれば書いてください。)
- 裁判所で弁護士である付添人をつけてください。

平成 年 月 日

少年 印

格式 10 关于陪同人选任的回答书

(法 22 条之 3 第 1 项, 规 30 条之 3 第 1 项)

20 年(少)第 号

关于陪同人选任的回答书

家庭裁判所 公启

对 保护案件, 回答如下。

※请填上 ㄟ的符号。

由我或我的家属请是律师的陪同人。

陪同人姓名 (律师会)。

(如知道的话填写。)

请裁判所替我选任是律师的人。

20 年 月 日

少年

印

書式 11 決定通知書（審判不開始決定）

決 定 通 知 書

少 年 殿

(保護者) 殿

平成 年 月 日

家庭裁判所

裁判所書記官

少年に対する平成 年少第 号 保護事件について
は、調査の結果、本日 裁判官の決定により少年法第 19 条 1 項を適用し、こ
の事件については審判を開始しないで事件を終わらせることになりました。

この決定は、少年自身の自覚により再非行のないことを期待して行われたものですから再
び過ちを犯さないよう心がけてください。

格式 11 决定通知书 (审判不开始决定)

决定通知书

少年 _____ 氏

(保护者) _____ 氏

关于对该少年的 20 年少第 _____ 号 _____ 保护案件，
根据调查的结果，本日 _____ 裁判员决定，依据少年法第 19 条
第 1 项的规定，这一案件，将不予开庭审判而告结束。
这一决定的做出，意在期待通过少年本身的自觉而不再失足，因而请慎加注意，
切勿重犯。

家庭裁判所

裁判所书记官

20 _____ 年 _____ 月 _____ 日

平成 年 少年 第 号

証人召喚状

証人 殿

少年

上記少年に対する 保護事件について、あなたを証人としてお尋ねしますから、来る 月 日 午前 時 分に当裁判所少年審判廷（ 階）に出頭してください。

平成 年 月 日

家庭裁判所

裁判官

- 注 1 出頭の際は、印鑑を持参し、この召喚状を差し出してください。出頭したときは、旅費、日当を請求することができます。
- 2 正当な理由がないのに出頭しないときは、勾引されたり、科料又は罰金、もしくは拘留に処せられたりすることがあります。

20 年少年第 号

证人传唤书

证人 _____ 氏

少年

关于对上述少年的
_____ 点 分，来本裁判所少年审判法庭（ _____ 楼）出庭。
_____ 月 _____ 日 _____ 上午 _____ 下午

保护案件，希望将你作为证人加以询问，故请予

家庭裁判所

裁判官

20 年 月 日

注 1 出庭时，请携带印章，并提交此传唤书。出庭的场合可以要求付给旅费和日津贴。

注 2 若在无正当理由而不出庭的场合，则有可能被拘提，罚款或拘留。

書式 13 証人等整理票

家庭裁判所

証人等整理票		平成	年	月	日
氏名	印	事件番号	年少第	号	
年齢	年号を○で囲んでください。 昭和 年 月 日生 (年) 大正 明治	事件名			
職業		少年氏名			
住居		備考			該当するものを○で囲んでください。 証人 参考人 通訳人 鑑定人 その他 ()
旅費日当	いずれかを○で囲んでください。 請求する 請求しない				

- (注) 1 出頭された方は、この整理票に記入の上、係事務官に提出してください。
2 この整理票は、旅費日当請求書の資料あるいは旅費日当の放棄書として使用しますので、正確に記入してください。

格式 13 证人等整理票

家庭裁判所

证人等整理票		20 年 月 日	
姓名	印	案件番号	20 年少第 号
年龄	年 月 日生 (岁)	案件名	
职业		少年姓名	
住所		备考	请在相当的项目上画○。 证人 参考人 翻译人 鉴定人 其他 ()
旅费和 日津贴	请在相当的项目上画○。 希望支付 不希望支付		

(注) 1 出庭者, 请在填写后将此整理票提交有关事务官 (庭吏)。

2 这一整理票, 将作为要求支付费用和日津贴的资料或旅费或日津贴的放弃书使用, 故请一定填写正确。

宣 誓 書

良^り心^よに^う従^{しん}つて、^しほん^たとう^がの^もう^うの^しこ^とを^を申^しま^す。

知^しっ^なて^ない^なる^なこ^とを^をか^くし^たり、^な無^ない^なこ^とを

申^もし^たり^など、^けっ^けつ^いて^い致^たし^ませ^ん。

以^いじ^よう^うの^ちか^かと^おお^り誓^いま^す。

し^よう^にん

証 人

宣 誓 书

我将凭良心，申述事实。

决不隐瞒事实，

决不无中生有，

特此宣誓。

证人

書式 15 通報の要請に関する照会

通報の要請に関する照会

あなたは、国民として領事関係に関
するウィーン条約第 36 項第 1 項 (b) の規定に基づき、拘禁された事実を
の領事機関に通報することを要請することが
できます。

要請するかどうかを回答書に記入してください。

なお、当該領事機関に対しては、我が国の法令に反しない限り、信書を発
することができます。

裁 判 所

回 答

通報することを 要請します。
 要請しません。

年 月 日

国 名

被拘禁者氏名

裁判所

御中

(注) 不用の文字を抹消すること。

格式 15 关于要求通报的照会

关于要求通报的照会

你作为 _____ 国民，根据关于领事关系的
维也纳条约第 36 条第 1 项（b）的规定，可以要求向
的领事机关通报你被拘禁的事实。

是否要求通报，请填写下面的回答书。

此外，在不违反我国法令的范围内，你可以向该领事机关发函通报。

裁 判 所

回 答 书

裁判所 公启

要求 通报
不要求

国 名

被拘留者姓名

年 月 日

（注）抹掉不要的文字。

第4編 用語の対訳

第1 法律関係用語

〔あ行〕	〔あ行〕
アリバイ	不在现场的证明
異議審	异议审
異議申立て	申述异议
意見聴取	听取意见
意見陳述	意见陈述
移送	移送
移送決定	决定移送
一時停止	暂时停上
一事不再理の効力	一事不再理的效力（同一案件不再审理）
一般事件	一般性案件
一般遵守事項	一般遵守事项
一般短期処遇	一般短期处置
一般保護観察	一般保护观察
一般保護事件	一般保护案件
居直り強盗	即发抢劫(强盗)
違法収集証拠	违法收集证据
違法性	违法性
違法性阻却事由	排除违法理由
院外委嘱指導	院外委托指导
因果関係	因果关系
淫行	淫行
引致	询提
引致状	询提证
インテーク	选案
インテーク基準	选案基准
営利の目的	营利的目的
閲覧	阅览
援助	援助
押印	盖章
押収	扣押
押収物	扣押物

〔か行〕

蓋然的心証

回避

回付

開放的な処遇

確信の程度の心証

確信犯

覚せい剤

過失

過失犯

過剰避難

過剰防衛

学校照会

学校照会書

仮釈放

仮収容

仮退院

簡易送致

簡易の呼出

管轄

環境調整

環境調整の措置

環境調整命令

勧告

観護措置

観護措置決定

観護令状

観察

鑑定

鑑定人

鑑定留置

還付

鑑別結果

鑑別結果通知書

期間

棄却

〔か行〕

可能性心証

回避

递交

开放性処置

确信程度的心証

出于信仰的犯罪、政治犯

兴奋剤

过失

过失犯

避险过度

防卫过度

学校查询

学校查询书

假释

临时收容

暂时出院

簡易送交

簡易传唤

管轄

環境調整

環境調整措施

環境調整命令

劝告

观察保护（监护）措施

观察保护（监护）措施決定

观察保护（监护）令状

观察

鉴定

鉴定人

鉴定拘禁

发还

鉴别結果

鉴别結果通知書

期間

驳回

危険性の予測	危险性的预测
期日	日期
既遂	既遂
偽造	伪造
既判力	既判力
忌避	回避
却下	退回
凶悪犯	凶犯
教科教育	学科教育
教科指導	学科指导
凶器	凶器
教唆	教唆
矯正教育	矫正教育
強制送還	强制返送
強制退去	强制离境
強制調査	强制调查
強制的措置	强制性措施
強制的措置許可決定	强制性措施的许可决定
強制的措置不許可決定	强制性措施的不许可决定
共犯	共犯
共犯者	共犯者
共謀	共谋
協力	协作
居所	居所
緊急同行状	紧急同行令状
緊急避難	紧急避险
禁制品	违禁品
国親	国亲
国親思想	国亲思想
◇犯	有犯罪可能者（虞犯）
◇犯事由	有犯罪可能的事由
◇犯少年	犯罪可能性高的少年
◇犯性	有犯罪可能性
訓戒	训戒
刑事事件	刑事案件
刑事施設	刑事设施

刑事処分相当	当按刑事处分处理
刑事責任年齢	刑事责任年龄
軽微事件	轻微案件
刑法犯	刑法犯
決定	决定
決定書	决定书
決定書の送達	决定书的送达
決定の執行	决定的执行
決定の通知	决定的通知
検察官関与決定	检察官参与的決定
検察官送致決定	送交检察官決定
検証	验证
故意	故意，蓄意
合議体	合议体
公共の福祉	公共福利
拘禁	拘禁
後見人	监护人
抗告	抗告（对决定的上诉）
抗告受理決定	受理抗告的決定
抗告受理の申立て	受理抗告的申诉
抗告審	抗告审理
抗告の趣意	抗告的旨趣
抗告の申立て	抗告的申诉
抗告の申立書	抗告的申诉书
抗告不受理決定	不受理抗告的決定
更新	更新
更新決定	更新決定
更生	改邪归正
更正	更正
更正決定	更正決定
公訴	公诉
公訴の提起	提起公诉
交通事件	交通案件
交通切符	交通票據
交通切符制度	交通票據制度
交通短期保護觀察	交通短期保护观察

交通反則通告制度

交通保護観察

勾留

勾留状

勾留に代わる観護措置

勾留理由開示

国籍

国選付添人

国選弁護人

告知

告知調書

国法上の裁判所

国家賠償

個別処遇の原則

〔さ行〕

在院者

再抗告

再審

在宅鑑別

裁判官の回避

裁判権

裁判長

酒酔い

差戻し

差戻後の審判

参考人

事案軽微

死刑

試験観察

試験観察決定

事件記録

事件の再起

事件の調査

事後審

事実審理の結果

交通違規通告制度

交通保护观察

羈押（勾留）（起诉前或判決前的）

羈押（勾留）票

取代羈押（勾留）的观察保护措施

宣布羈押（勾留）理由

国籍

国选陪同人（法院指定的陪同人）

国选辯护人（法院指定的辯护人）

告知

告知笔录（少年审判规则 24 条之 2）

以国法为依据的裁判所

国家赔偿

个别处置的原则

〔さ行〕

在院者

再抗告

再審

在家鉴别

裁判官の回避

裁判権

裁判长

醉酒

退回，发回，送回

退回后的审理

参考人

轻微案件

死刑

试验观察

试验观察决定

案件记录

案件再发

案件的调查

事后审理

事实审理的结果

自首	自首
施設送致申請	送交设施申请
施設送致申請事件	送交设施申请案件
私選付添人	私选陪同人
執行	执行
執行機關	执行机关
執行指揮	执行的指挥
執行指揮書	执行的指挥书
執行のための同行状	为执行而颁布的同行令状
執行の停止	执行的停止
指導監督	指导监督
児童自立支援施設送致決定	送交儿自立支援设施的決定
児童相談所長への送致決定	送交至儿童商谈所长的決定
児童養護施設送致決定	送交至儿童养护设施的決定
自白	自白（坦白），供认，招认
司法	司法
司法的機能	司法职能
社会記録	社会记录
社会貢献活動	社会贡献活动
社会資源	社会资源
社会適応性	社会适应性
社会生活	社会生活
社会内処遇	在社会活动中管教的處置
社会調査	社会调查
社会防衛	社会防卫
社会防衛思想	社会防卫思想
終局処分	最终處分
住居	住所，住宅
住所	住址
自由心証主義	自由心证主义
重大な事実誤認	重大的事实誤认
集団講習	集体讲习
集団処遇	集体處置
収容区分	收容划分
収容継続	继续收容
収容継続決定	继续收容決定

收容繼續申請	继续收容申请
收容繼續申請事件	继续收容申请案件
受命裁判官	受命裁判官
準抗告	准抗告
遵守事項	遵守事项
遵守事項違反	违反遵守事项
準少年保護事件	准少年保护案件
証言	证言
証拠	证据
証拠調べ	审查核实证据
証拠法則	证据定律
小舎制	小宿舍制
証人	证人
証人尋問	证人询问
証人尋問権	证人询问权
証人等の費用	证人等的费用
少年	少年
少年院送致	送交少年院
少年院送致決定	送交少年院决定
少年鑑別所收容の一時繼續	在少年鉴别所收容期间的临时延续
少年審判	少年审判
少年審判手續	少年审判程序
少年調査記録	少年调查记录
少年調査票	少年调查票
少年の刑事事件	少年的刑事案件
少年の健全な育成	少年的健全培养
少年の保護事件	少年的保护案件
少年非行	少年的非法行为
少年保護事件	少年保护案件
少年補償	少年补偿
少年補償事件	少年补偿案件
抄本	抄本
証明書	证明书
処遇勸告	处置劝告
職業指導	职业指导
職業輔導	职业辅导

職権主義	职权主义
職権主義的審問構造	职权主义式审问结构
触法少年	触法少年（未满 14 岁）
所在不明	所在不明
除斥	回避
処断刑	裁决刑
処分の著しい不当	处分的显著不当
親権	亲权
親権行使	行使亲权
親権尊重	尊重亲权
人権尊重	尊重人权
人権保護	保护人权
人権保障	保障人权
身上調査表	身世调查表
心身鑑別	身心鉴别
身体の自由の拘束	人身自由的拘留
人定質問	核实被告人的审问
審判	审判
審判開始決定	开庭审判决定
審判權	审判权
審判不開始決定	不开庭审判决定
審判期日	审判日期
審判期日通知書	审判日期通知书
審判結果通知	审判结果通知
審判条件	审判条件
審判状況説明	审判状况说明
審判調書	审判笔录
審判廷	审判庭
審判に付すべき少年	应交付审判的少年
審判の併合	审判的合并
審判非公開	非公开审判
審判傍聴	审判旁听
性格の矯正	性格的矫正
生活指導	生活指导
成人	成人
正当防衛	正当防卫

正本	正本
責任	责任
責任能力	责任能力
接見交通権	探视往来权（被押人与辩护人等会面或通信接受文书和物品的权利）
接見の禁止	禁止探视
接見の制限	限制探视
宣誓	宣誓
専門的知識の活用	专门知识的使用
全件送致主義	全件送交主义
捜査	侦查
捜査機関	侦查机关
捜索	搜查
送致	送交
訴訟法上の裁判所	以诉讼法为依据的裁判所
粗暴犯	粗暴犯
損害	损害
損害賠償	赔偿损害
〔た行〕	〔た行〕
体育指導	体育指导
退院	出院
逮捕	逮捕
知事への送致決定	送交至知事的決定
中間少年	中间少年（青少年中期）
長期の処遇	长期处置
調査	调查
調査官	调查官
調査命令	调查命令
調査報告書	调查报告书
直送事件	直送案件
陳述録取書	陈述录取书
陳述録取調書	陈述录取笔录
通行禁止	禁止通行
通行区分	通行划分
通告	通告

通訳	翻译（口译）
通訳人	翻译人
付添人	陪同人
付添人の選任	陪同人的选任
連戻し	返送
連戻状	返送证
適正手続	正当程序
伝聞証拠	传闻证据
伝聞法則	传闻法则
同行	同行
同行状	同行令状
動向視察	动向观察
謄写	抄录
謄本	副本，誊本
道路交通事件	道路交通案件
特別活動指導	特别活动指导
特別遵守事項	特别遵守事项
特別法犯	触犯特别法
〔な行〕	〔な行〕
任意調査	任意调查
任意同行	任意同行
年少少年	年少少年
年長少年	年长少年
年齢超過	超过年龄
〔は行〕	〔は行〕
犯罪	犯罪
犯罪少年	犯罪少年
犯罪の嫌疑	犯罪的嫌疑
反対尋問	反诘，反审
反対尋問権	反诘，反审权
被害者	被害人
被害者調査	被害人调查
非行	不良行为，失足行为
非行事実	不良行为事实

非行事実存在の蓋然性
非行事実の告知
非行事実の認否
非行性
非行なし
非常上告
否認
否認事件
秘密性
不告不理の原則
不処分
不処分決定
不定期刑
不服申立て
不利益変更禁止
分類処遇
併合審判
弁解
弁解の聴取
変更の申出
弁護士
弁護人
保安処分
報告
法廷遵守事項
法定代理人
法的調査
法律記録
保護観察
保護者
保護処分
保護処分取消決定
保護処分取消事件
保護処分の競合
保護処分の取消し
教育的措置(保護的措置)

不良行为事实存在的可能性
不良行为事实的告知
不良行为事实的认否
具有不良性
无不良行为
非常上告
否认
否认案件
秘密性
不告不理的原则
不处分
不处分决定
不定期刑
提出不服
不利变更的禁止
分类处置
合并审理
辩解
听取辩解
提出变更
律师
辩护人
保安处分
报告
法庭遵守事项
法定代理人
法定调查
法律记录
保护观察(监护)
保护人
保护处分
保护处分的取消决定
取消保护处分案件
保护处分的重复
保护处分的取消
保护性措施

没取	没收
没取決定	決定没收
没取に係る物の返付	没收物品的退还
補充捜査	補充偵查
補償の払渡し	支付补偿
補導委託	委托辅导
補導委託先	委托辅导机构
補導委託費	委托辅导费
補導援護	援助辅导
本籍照会	原籍照会
本籍照会書	原籍照会书
翻訳	翻译（笔译）
翻訳人	翻译人
〔ま行〕	〔ま行〕
身柄付送致	把本人送交
みなし勾留	准羈押（勾留）
無職の者	无职业者
無断外出	擅自外出
面前告知	当面告知
申出	（提出）意见，建议
申出人	陈述人
黙秘権	沉默权（拒绝回答权）
黙秘権の告知	沉默权的告知
戻し收容	返送收容
戻し收容決定	返送收容決定
戻し收容処分	返送收容処分
戻し收容申請事件	返送收容申请案件
〔や行〕	〔や行〕
有職の者	有职业者
有責性	有责任性
要保護性	保护的必要性
余罪	余罪
余罪捜査	偵查余罪
呼出	传唤

呼出状

传唤书（传票）

〔ら行〕

〔ら行〕

留置施設

拘役施設

労役場留置

労役場拘押

第2 調査関係用語

〔あ行〕

家出

居心地

遺伝

姻族

〔あ行〕

离家出走

（在某地方或立场的）心情

遗传

姻亲

〔か行〕

カウンセリング

家族関係

家長

家庭内暴力

義務教育

虐待

血族

高等学校(高校)

行動傾向

公立

危険ドラッグ(脱法ハーブ)

〔か行〕

忠告指導

家属关系

家长

家庭内暴力

义务教育

虐待

血亲

高中

行动倾向

公立

危险药物

〔さ行〕

しつけ

社会奉仕活動

照会書

小学校

上司

職種

私立

信条

親族

心理テスト

住込み

生活史

生活費

成績

〔さ行〕

教育，教养

社会服务活动

照会书，询问书

小学

上司

職種

私立

信条

亲属

心理测验

住在

生活史

生活费

成绩

性的虐待
生理
専門学校
送金
相談相手

〔た行〕

退学
大学
怠休
短所
中学校
長所
通勤
手続
手取り
転居
転校
転職
動機
同棲
同僚
特技

〔な行〕

仲
肉体関係
入学

〔は行〕

配偶者
背景
売春
父系
不純異性交遊
扶養

性虐待
生理，月经
专门学校
送款
咨询对手

〔た行〕

退学
大学
怠休
缺点
初中
优点
上下班
手续
（纳税后的）实际收入
迁居
转学
转职
动机
同居
同事
特技

〔な行〕

关系
肉体关系
入学

〔は行〕

配偶
背景
卖淫
父系
少年的不正当男女交际
扶养

扶養家族

保育所

母系

〔ま行〕

身元引受人

面接

〔や行〕

役割

幼少

幼稚園

〔ら行〕

離婚

労働条件

扶养家属

保育园（托儿所）

母系

〔ま行〕

身份担保人

会面

〔や行〕

职责，用功

幼小

幼儿园

〔ら行〕

离婚

劳动条件

第3 官庁等諸機関名

[あ行]

医務室
医務室技官
受付

[あ行]

医务室
医务室技官
受理处

[か行]

海上保安庁
外務省
科学調査室
家庭裁判所
家庭裁判所支部
家庭裁判所調査官(調査官)
家庭裁判所調査官室
簡易裁判所
矯正管区
矯正管区長
矯正局
区
区検察庁
警察
警察官
警察署
警察職員
警察署の保護室
警察庁
警察庁次長
警察庁長官
警視
警視監
警視正
警視総監
警視庁
警視長
警部

[か行]

海上保安厅
外务省
科学调查官
家庭裁判所(家庭法院)
家庭裁判所支部(家庭法院分院)
家庭裁判所调查官(调查官)
家庭裁判所调查官室
簡易裁判所(簡易法院)
矯正管区
矯正管区区长
矯正局
区
区検察厅
警察
警察官
警察署
警察职员
警察署的保护室
警察厅
警察厅次长(副厅长)
警察厅长官(厅长)
警视
警视监
警视正
警视总监(警视厅厅长)
警视厅
警视长
警部

警部補
刑務官
刑務所
刑務所長
県
県警察本部
検察
検察官
検察事務官
検察庁
検事
検事正
検事総長
検事長
公使
厚生労働省
更生保護会
更生保護婦人会
拘置所
高等検察庁
高等裁判所
高等裁判所長官

〔さ行〕

最高検察庁
最高裁判所
最高裁判所長官
最高裁判所裁判官
裁判官
裁判所事務官
裁判所書記官
裁判長
市
次長検事
児童委員
児童自立支援施設

警部補（警部助理）
刑務官（监狱管教官）
刑務所（监狱）
刑務所長
县
县警察本部
检察
检察官
检察事务官
检察厅
检事（检察官）
检事正（地方检察厅检察长）
检事总长（最高检察厅检察长）
检事长（高等检察厅检察长）
公使
厚生劳动省
更生保护会
更生保护妇女会
拘置所
高等检察厅
高等裁判所（高等法院）
高等裁判所长官

〔さ行〕

最高检察厅
最高裁判所（最高法院）
最高裁判所长官（最高法院院长）
最高裁判所裁判官（最高法院法官）
裁判官（法官，审判员）
裁判官事务官
裁判所书记官
裁判长
市
次长检事（副检察长，最高检察院副长官）
儿童委员
儿童自立支援设施

兒童相談所
兒童相談所長
兒童福祉司
兒童養護施設
司法警察員
司法警察職員
司法巡查
巡查
巡查長
巡查部長
少年院
少年鑑別所
少年刑務所
書記官室
人權擁護局
審判官
審判庭
税関

[た行]

第1種少年院
大使
大使館
第3種少年院
第2種少年院
第4種少年院
知事(都道府県知事)
地方檢察庁
地方檢察庁支部
地方更生保護委員会
地方裁判所
地方裁判所支部
地方法務局
中央更生保護審査会
調査官(家庭裁判所調査官)

兒童商談所（兒童問題諮詢所）
兒童商談所所長
兒童福利司
兒童養護施設
司法警察員
司法警察職員
司法巡查
巡查
巡查長
巡查部長
少年院
少年鑑別所
少年刑務所
書記官室
人權擁護局（保護人權局）
審判官
審判庭
税関（海關）

[た行]

第1種少年院
大使
大使館
第3種少年院
第2種少年院
第4種少年院
知事（都，道，府，縣知事）
地方檢察庁
地方檢察庁支部（地方檢察庁分庁）
地方更生保護委員会
地方裁判所（地方法院）
地方裁判所支部（地方法院分庁）
地方法務局
中央更生保護審査会
調査官（家庭裁判所調査官即家庭法院調查官）

[な行]

入国管理局
入国管理事務所
入国管理局出張所
入国者収容所

[は行]

判事
判事補
福祉事務所
法務技官
法務教官
法務省
保護局
保護観察官
保護観察所
保護観察所長
保護区
保護司
補導委託先

[ら行]

領事
領事館

[な行]

入国管理局（入境管理局）
入国管理事務所（入境管理事務所）
入国管理局出張所（設在其他地方的办事处）
入国収容所（入境者収容所）

[は行]

审判员，法官
助理审判员
福利事務所
法務技官
法務教官
法務省
保护局
保护观察官（监护官）
保护观察所（监护所）
保护观察所長（监护所所長）
保护区
保护司
委托辅导机构

[ら行]

领事
领事馆

第4 法令名

[あ行]	[あ行]
あへん法	鴉片法
安保条約	安保条約（日本国与美利坚合众国之间的相
（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及 び安全保障条約）	互合作及安全保障条約）
医師法	医师法（医生法）
意匠法	设计法（图案专利法）
医療法	医疗法
ウィーン条約	维也纳条約（关于领事关系的维也纳条約）
（領事關係に関するウィーン条約）	
恩赦法	恩赦法
[か行]	[か行]
外国為替及び外国貿易法	外汇及外国贸易法
外国裁判所ノ囑託ニ因ル共助法	基于外国裁判所囑托的共助法
海上交通安全法	外国人登录法
海上衝突予防法	海上交通安全法
覚せい剤取締法	海上冲突预防法
家事事件手続規則	家事案件审判规则
家事事件手続法	家事案件审判法
学校教育法	学校教育法
割賦販売法	分期付款贩卖法
火薬類取締法	火药类取締法
関税定率法	关税定率法
関税法	关税法
警察官職務執行法	警察官职务执行法
警察法	警察法
刑事訴訟規則	刑事诉讼规则
刑事訴訟費用等に関する法律	关于刑事诉讼费用等法律
刑事訴訟法	刑事诉讼法
刑事補償規則	刑事补偿规则
刑事補償法	刑事补偿法
競馬法	赛马法
軽犯罪法	轻犯罪法

刑法	刑法
検察審査会法	检察审查会法
検察庁法	检察厅法
憲法（日本国憲法）	宪法（日本国宪法）
公害罪法（人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律）	公害罪法（关于处罚危及人身健康的公害犯罪的法律）
航空機の強取等の処罰に関する法律	关于处罚飞机的劫持等法律
航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律	关于处罚使航空发生危险的行为等的法律
更生保護法	更生保护法
国際捜査共助法	国际侦查共助法
国籍法	国籍法
戸籍法	户籍法
国家賠償法	国家赔偿法
〔さ行〕	〔さ行〕
裁判所法	裁判所法（法院法）
酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律	关于防止因酗酒而给公众添麻烦的行为等的法律
自転車競技法	自行车竞赛法
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	关于对儿童买淫、儿童色情行为等的规定和处罚及保护儿童等的法律
自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律	关于因机动车的驾驶而使人死伤等行为的法律
児童福祉法	儿童福利法
銃砲刀剣類所持等取締法	枪炮刀剑类持有等取缔法
出入国管理及び難民認定法	出入国管理及难民认定法
少年院法	少年院法
少年鑑別所法	少年鉴别所法
少年審判規則	少年审判规则
少年の保護事件に係る補償に関する規則（少年補償規則）	关于少年保护案件的补偿的规则（少年补偿规则）
少年の保護事件に係る補償に関する法律（少年補償法）	关于少年保护案件的补偿的法律（少年补偿法）
少年法	少年法
商法	商法

職業安定法	职业安定法
人身保護法	人身保护法
新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法	关于确保新东京国际机场安全的紧急措施法
森林法	森林法
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	关于精神保健及精神障碍者福利的法律
船員法	船员法
船舶安全法	船舶安全法
船舶職員法	船舶职员法
船舶法	船舶法
組織犯罪処罰法（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律）	有组织的犯罪处罚法（关于有组织性的犯罪及犯罪收益的限制等的法律）
〔た行〕	〔た行〕
大麻取締法	大麻取缔法
著作権法	著作权法
通貨及証券模造取締法	货币及証券仿造取缔法
鉄道営業法	铁路营业法
電気通信事業法	电气通讯事业法
電波法	电波法
盜犯等ノ防止及処分ニ関スル法律	关于防止及处理盗窃行为等法律
逃亡犯罪人引渡法	逃亡犯罪人引渡法
道路運送車両法	道路运送车辆法
道路交通法	道路交通法
毒物及び劇物取締法	毒物及劇烈物取缔法
〔な行〕	〔な行〕
日本国憲法	日本宪法
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（安保条約）	日本国与美利坚合众国之间的相互合作及安全保障条约（日美安全保障条约）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法	为实施根据日本国与美利坚合众国之间的相互合作及安全保障条约第 6 条签订的关于设施和区域以及合众国军队在日本的地位的协定而制定的刑事特别法
日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法	为实施关于在日本国的联合国军队的地位的协定而制定的刑事特别法

〔は行〕

売春防止法
破壊活動防止法
爆発物取締罰則
罰金等臨時措置法
犯罪捜査規範
犯罪捜査のための通信傍受に関する法律
犯罪者被害者等給付金支給法
犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
武器等製造法
法廷等の秩序維持に関する法律
暴力行為等処罰ニ関スル法律
保護司法

〔ま行〕

麻薬及び向精神薬取締法
麻薬及び向精神薬取締法等特例法（国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律）
未成年者飲酒禁止法
未成年者喫煙禁止法
民事訴訟法
民法

〔や行〕

有線電気通信法
郵便法

〔ら行〕

領海及び接続水域に関する法律
領事関係に関するウィーン条約（ウィーン条

〔は行〕

防止卖淫法
破壊活动防止法
爆炸物取締罰則
罰金（罰款）等時措施法
犯罪者預防更生法
关于为了侦查犯罪的通信监听的法律
对犯罪被害者等支付补助金法
关于为寻求保护犯罪被害人等的刑事手続的附帶措施的法律
关于风俗营业等的規定及業務的适当化等的法律
制造武器等法
关于维持法庭等秩序之法律
关于处罚暴力行为等法律
保护司法

〔ま行〕

麻药及纵精神药取締法
麻药及纵精神药取締法等特例法（关于在国际协力下为图防止助长有关限制药物的不正行为的麻药及纵精神药取締法等の特例等的法律）
禁止未成年者饮酒法
禁止未成年者吸烟法
民事訴訟法
民法

〔や行〕

有线电气通信法
郵政法

〔ら行〕

关于領海及连接水域的法律
关于領事关系的維也納条約（維也納条約）

約)

旅券法

労働基準法

护照法

劳动基准法

第 5 罪名

〔あ行〕

遺棄罪

遺棄致死傷罪

遺失物等横領罪

威力業務妨害罪

往来危険罪

横領罪

〔あ行〕

遺棄罪

遺棄致死伤罪

侵占遗失物等罪

用势力妨害业务罪

使交通发生危险罪

侵占（贪污）罪

〔か行〕

覚せい剤取締法違反

過失傷害罪

過失致死罪

過失運転致死傷罪

危険運転致死傷罪

偽証罪

偽造外国通貨行使罪

偽造通貨行使罪

偽造無印公文書行使罪

偽造無印私文書行使罪

偽造有印公文書行使罪

偽造有印私文書行使罪

偽造有価証券行使罪

器物損壊罪

恐喝罪

強制わいせつ罪

強制わいせつ致死傷罪

脅迫罪

業務上横領罪

業務上過失往来危険罪

業務上過失傷害罪

業務上過失致死罪

強要罪

現住建造物等放火罪

建造物等以外放火罪

〔か行〕

违反兴奋剂取缔法罪

过失伤害罪

过失致死罪

过失驾驶致死伤罪

危险驾驶致死伤罪

伪证罪

使用伪造外国货币罪

使用伪造货币罪

使用伪造无印公文书罪

使用伪造无印私文书罪

使用伪造有印公文书罪

使用伪造有印私文书罪

使用伪造有价证券罪

损坏器物罪

恐吓罪

强制猥亵罪

强制猥亵致死伤罪

胁迫罪

业务上的侵占罪

业务上过失使交通发生危险罪

业务上过失伤害罪

业务上过失致死罪

强行要求罪

对现住建筑物等放火罪

对建筑物外之物放火罪

建造物等延焼罪	延烧建筑物等罪
公印偽造罪	伪造公印（章）罪
公印不正使用罪	公印的不当使用罪
強姦罪	强奸罪
強姦致死傷罪	强奸致死伤罪
公正証書原本不実記載罪	对公证证书原本作不实记载罪
公然わいせつ罪	公然猥亵罪
強盜強姦罪	强盗（抢劫）强奸罪
強盜強姦致死傷罪	强盗（抢劫）强奸致死伤罪
強盜罪	强盗（抢劫）罪
強盜致死罪	强盗（抢劫）致死罪
強盜致傷罪	强盗（抢劫）致伤罪
強盜予備罪	预备强盗（抢劫）罪
公用文書毀棄罪	毁弃公用文书罪
公務執行妨害罪	妨害执行公务罪
昏睡強盜罪	使人昏醉而强盗（抢劫）罪

〔さ行〕

詐欺罪	欺诈罪
殺人罪	杀人罪
殺人予備罪	预备杀人罪
私印偽造罪	伪造私印（章）罪
私印不正使用罪	私印（章）的不正当使用罪
死体遺棄罪	遗弃尸体罪
重過失傷害罪	重过失伤害罪
重過失致死罪	重过失致死罪
住居侵入罪	侵入住宅罪
銃砲刀劍類所持等取締法違反	违反枪炮刀剑类持有等取缔法
傷害罪	伤害罪
傷害致死罪	伤害致死罪
常習賭博罪	常习赌博罪
常習累犯窃盜罪	常习累犯盗窃罪
証人威迫罪	威逼证人罪
証拠隠滅罪	隐灭证据罪
窃盜罪	盗窃罪
贈賄罪	赠贿罪

〔た行〕

逮捕監禁罪
逮捕監禁致死傷罪
単純逃走罪
通貨偽造罪
盗品等無償譲受け罪
盗品等有償譲受け罪
道路交通法違反
毒物及び劇物取締法違反
賭博場開帳罪
賭博罪

〔は行〕

背任罪
犯人蔵匿罪
非現住建造物等放火罪
売春防止法違反
放火罪
暴行罪
暴力行為等処罰ニ関スル法律違反
保護責任者遺棄罪
保護責任者遺棄致死傷罪

〔ま行〕

麻薬及び向精神薬取締法違反
身の代金目的拐取罪
身の代金目的拐取幫助罪
身の代金目的拐取予備罪
身の代金目的被拐取者收受罪
無印公文書偽造罪
無印私文書偽造罪
名誉毀損罪

〔や行〕

有印公文書偽造罪

〔た行〕

逮捕監禁罪
逮捕監禁致死傷罪
单纯脱逃罪
偽造货币罪
赃物等无偿受让罪
赃物等有偿受让罪
违反道路交通法罪
违反毒物及剧烈物取缔法罪
开设赌场罪
賭博罪

〔は行〕

违背任务（渎职）罪
隐藏犯人罪
对非现住建筑物等防火罪
违反防止卖淫法罪
防火罪
暴行罪
违反关于处罚暴力行为等法律罪
保护责任者进行遗弃罪
保护责任者进行遗弃致死伤罪

〔ま行〕

违反麻药及纵精神药取缔法罪
以赎金为目的的诱拐未成年人罪
帮助以赎金为目的的诱拐未成年人罪
预备以赎金为目的的诱拐未成年人罪
收受以赎金为目的的被诱拐未成年人罪
伪造无印公文书罪
伪造无印私文书罪
毀损名誉罪

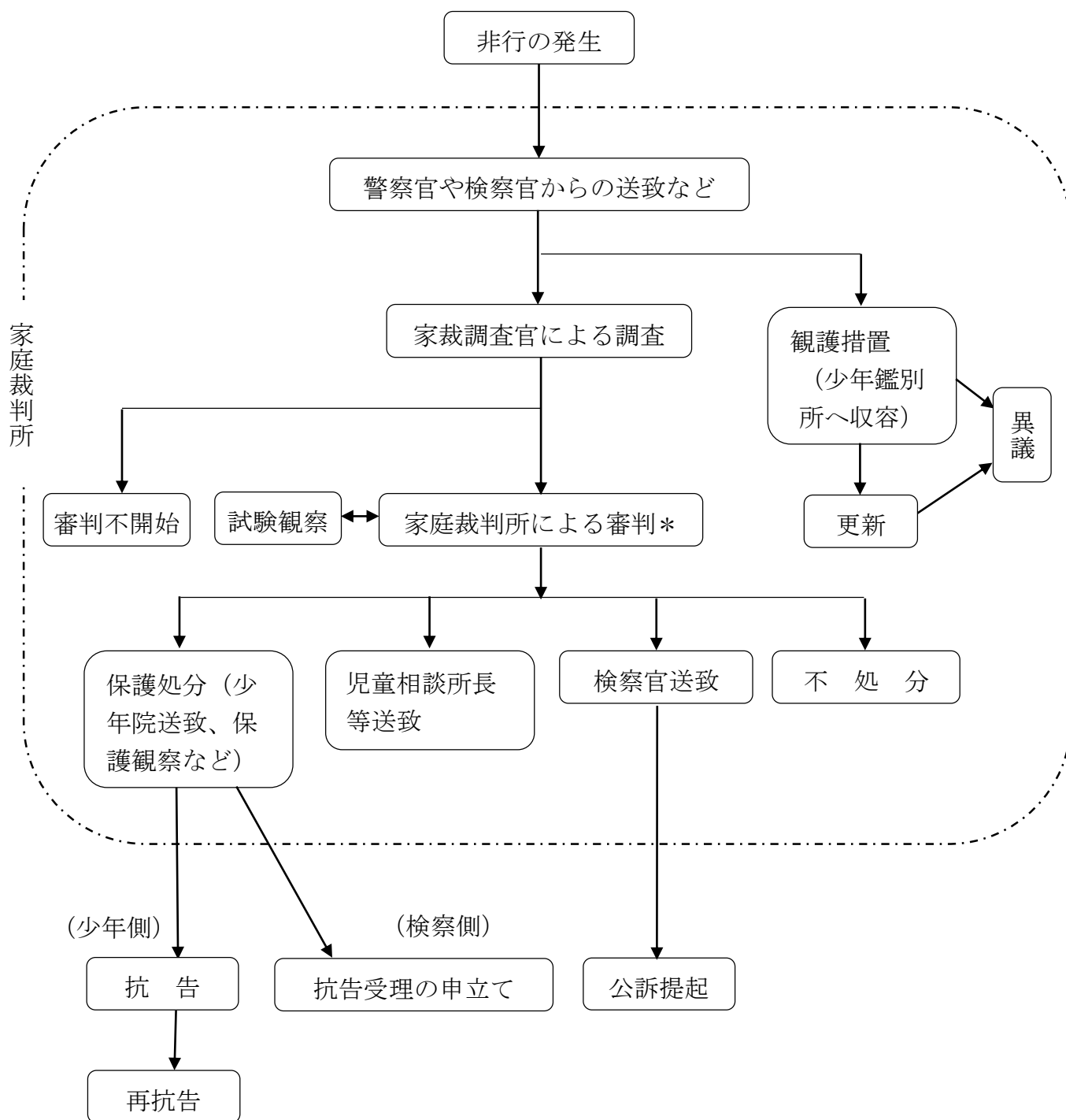
〔や行〕

伪造有印公文书罪

有印私文書偽造罪
有価証券偽造罪

偽造有印私文書罪
偽造有价証券罪

少年保護事件の手続の流れ



* 複雑困難な重大事件などでは、①3人の裁判官が審判したり、②検察官が立ち会うことがあります。